

令和 7 年 第 3 回 定例会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 10 日 開会

令和 7 年 6 月 11 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和7年  
第3回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

6月10日(火)

- 開 会 ..... 5
- 開 議 ..... 5
- 町長あいさつ ..... 5
- 議事日程の報告 ..... 8
- 会議録署名議員の指名 ..... 9
- 会期の決定 ..... 9
- 諸般の報告 ..... 9
- 一般質問 ..... 14
  - 8 番 内 藤 純 夫 議員 ..... 14
  - 5 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 17
  - 6 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 24
  - 2 番 関 貴 志 議員 ..... 32
- 報告第2号の上程、説明、質疑 ..... 38
  - ・報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況について
- 報告第3号の上程、説明、質疑 ..... 44
  - ・報告第3号 株式会社ENg a WAの経営状況について
- 散 会 ..... 52



6月11日(水)

- 開 議 ..... 55
- 議事日程の報告 ..... 55
- 答弁の補足 ..... 55
- 報告第4号の上程、説明、質疑 ..... 55
  - ・報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書につ  
いて
- 報告第5号の上程、説明、質疑 ..... 56
  - ・報告第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書につ  
いて

|   |    |
|---|----|
| ○議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 57 |
| ・議案第 39 号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |    |
| ○議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 58 |
| ・議案第 40 号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                |    |
| ○議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 60 |
| ・議案第 41 号 横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例             |    |
| ○議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 63 |
| ・議案第 42 号 横瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例       |    |
| ○議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 64 |
| ・議案第 43 号 横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例             |    |
| ○答弁の補足  | 69 |
| ○議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 70 |
| ・議案第 44 号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 2 号）                 |    |
| ○議案第 45 号の上程、説明、質疑、討論、採決                            | 71 |
| ・議案第 45 号 財産の取得について                                 |    |
| ○議案第 46 号の上程、説明、質疑、採決                               | 72 |
| ・議案第 46 号 人権擁護委員候補者の推薦について                          |    |
| ○閉会中の継続審査の申出  | 73 |
| ○閉 会  | 73 |

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第42号

令和7年第3回横瀬町議会定例会を、令和7年6月10日横瀬町役場に招集する。

令和7年6月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|      |   |   |   |   |    |      |      |   |   |   |    |    |
|------|---|---|---|---|----|------|------|---|---|---|----|----|
| 1 番  | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2 番  | 関    |   | 貴 | 志 | 議員 |    |
| 3 番  | 町 | 田 |   | 多 | 議員 | 4 番  | 向    | 井 | 芳 | 文 | 議員 |    |
| 5 番  | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6 番  | 宮    | 原 | み | さ | 子  | 議員 |
| 7 番  | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎  | 議員   | 8 番  | 内 | 藤 | 純 | 夫  | 議員 |
| 9 番  | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎  | 議員   | 10 番 | 関 | 根 |   | 修  | 議員 |
| 11 番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12 番 | 若    | 林 | 清 | 平 | 議員 |    |

不応招議員（なし）

## 令和7年第3回横瀬町議会定例会 第1日

令和7年6月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

8 番 内 藤 純 夫 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑

1、報告第3号 株式会社ENg aWAの経営状況についての上程、説明、質疑

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

|     |   |   |   |   |    |     |     |   |   |   |    |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|----|----|
| 1番  | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2番  | 関   |   | 貴 | 志 | 議員 |    |
| 3番  | 町 | 田 |   | 多 | 議員 | 4番  | 向   | 井 | 芳 | 文 | 議員 |    |
| 5番  | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6番  | 宮   | 原 | み | さ | 子  | 議員 |
| 7番  | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎  | 議員  | 8番  | 内 | 藤 | 純 | 夫  | 議員 |
| 9番  | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎  | 議員  | 10番 | 関 | 根 |   | 修  | 議員 |
| 11番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12番 | 若   | 林 | 清 | 平 | 議員 |    |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富 | 田 | 能 | 成 | 町 | 長 | 井 | 上 | 雅 | 国 | 副 | 町 | 長 |   |   |   |
| 山 | 中 | 正 | 広 | 教 | 育 | 長 | 逸 | 見 | 和 | 秀 | 総 | 務 | 課 | 長 |   |
| 大 | 畑 | 忠 | 雄 | ま | ち | 経 | 工 | 藤 |   | 学 | 税 | 務 | 会 | 計 | 兼 |
|   |   |   |   | 課 | 長 | 長 |   |   |   |   | 課 | 長 | 兼 | 計 | 者 |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | 福 | 祉 | 介 | 護 | 長 |
| 関 | 口 | 和 | 則 | 町 | 民 | 課 | 加 | 藤 | 美 | 智 | 子 | 課 | 長 |   |   |
|   |   |   |   |   |   | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 平 | 沼 | 朋 | 子 | 健 | 育 | 康 | 浅 | 見 |   | 聡 | 振 | 興 | 課 | 長 |   |
|   |   |   |   | 子 | 課 | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 小 | 泉 | 達 | 美 | 建 | 設 | 課 | 久 | 古 |   | 武 | 環 | 境 | 課 | 長 |   |
|   |   |   |   | 長 |   | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 小 | 俣 | 敏 | 孝 | 教 | 育 | 次 | 大 | 沢 | 賢 | 治 | 代 | 表 | 監 | 査 | 員 |
|   |   |   |   | 長 |   | 長 |   |   |   |   | 委 |   |   |   |   |

本会議に出席した事務局職員

|   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加 | 藤 |  | 勉 | 事 | 務 | 局 | 守 | 屋 | 則 | 子 | 書 | 記 |
|   |   |  |   | 長 |   | 長 |   |   |   |   |   |   |

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。本日よりタブレット議会ということで、ぜひご活用いただきてよりよい議会運営にしていただければとなります。ちょっと立ってしまいました、気持ちが出てしまいました。それでは、座らせていただきます。

それでは、令和7年第3回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○向井芳文議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○向井芳文議長 本定例会開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。本日は、横瀬町議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。6月に入り、関東地方も梅雨入り間近となり、天候の不安定な時期になりました。今後も、蒸し暑い日や肌寒く感じる日など、体調管理が難しい季節でもあります。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、去る5月25日、秩父ミュージックパークを主会場に天皇陛下のご臨席を仰ぎ、第75回全国植樹祭さいたま2025が盛大に開催をされました。当日は天候にも恵まれ、お客様に秩父地域の豊かな自然や文化を知っていただく絶好の機会となったと思います。そして何より、今回主催となる埼玉県が打ち出した「伐って・使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の推進を図るためのメッセージ、とりわけ木を生かすかつ樹という言葉を使って、森林資源の積極活用を促すメッセージは、木材消費地である都市部の方々にもシンプルで力強い言葉として伝わり、大きな啓発効果があったと感じました。秩父地域のような豊かな自然を有する一方、人口の大半が都市部に集まる埼玉県が主催した今回の植樹祭は、都市部に向けて明確なメッセージを届けられたこと、山間部と都市部の連携協力を強く促せたという点において、歴史ある全国植樹祭の歩みの中で確かな爪痕を残せた大会になったと感じました。

今後は、この記念式典を契機に、豊かな緑を次の世代に引き継ぐため、町としても周辺自治体や都市部の自治体と連携して、緑化活動と森林資源の循環利用に積極的に取り組んでまいります。

また、今回の植樹祭において、光栄なことに天皇陛下から直接お言葉を賜ったことをご報告させていただきます。植樹祭の前日、5月24日、熊谷市内の宿泊地に天皇陛下を奉迎した時のことです。私を含む十数人がホテルのロビーで一列になり、到着された天皇陛下をお迎えしたのですが、天皇陛下は私の前で立ち止まれ、かつて横瀬村の時代、これは昭和53年ですが、に当時の横瀬村長と武甲山に登られた話をされ、その後私に向かって「横瀬はどうですか」と質問をされました。陛下が武鉦山登山を大切な思い出にしてくださっていること、そして私たちの横瀬町を気にかけてくださっていることをとてもうれしく、光栄に感じました。

さて、それでは新年度がスタートし2か月が過ぎましたので、この間の各事業の一部について進捗状況等を報告させていただきます。

初めに、外部人材の活用についてです。まずは、地域おこし協力隊について報告をいたします。3月以降4月1日付で西川猛さん、大川内啓太さん、村崎祐介さんが、5月1日付で市川高詩さんが、6月1日付で橋本佳宜さんが着任をしました。

西川さんは長野県出身で、営業職や企画政策、ブランディング業務、経営戦略策定業務を経験しており、初めて横瀬町を訪れたときから、素晴らしい魅力にあふれている横瀬町にさらなる彩りと笑顔を与えられるような活動をしていきたいと応募をされました。一般社団法人みんなでつくる日本一幸せなまち横瀬協議会、通称しあつくのメンバーとして、協議会の運営、ウェルビーイング事業等の活動をしていただいております。

大川内さんは鹿児島県出身で、もともとは10年ほどブドウ栽培に携わり、ワイン関係の資格取得やワインアカデミーでワインづくりを学ぶ中で横瀬町の取組を知り、昨年末に地域おこし協力隊のインターンとして2か月間活動をしました。このことをきっかけに、この町に住み続けたいと思い応募をされました。まずは、横瀬町でワイン用のブドウを育て、横瀬町のブドウで横瀬産ワインを製造し、地域の皆様に飲んでいただくとともに、新たな特産品を目指してチャレンジをしていただきます。

村崎さんは奈良県出身で、映像制作に取り組んでおられました。横瀬町を訪れてみて、言葉にできない優しさが風や人の声に宿っていることを感じ、これらを全国に届けたいと思い応募をされました。ゆるキャラのブコーさんを通じて、横瀬町の魅力をより身近に感じてもらえるような映像や言葉で横瀬町をPRする活動に取り組んでいただきます。

市川さんは東京都青梅市出身で、専門分野はアウトドアガイドとして活動しており、特に登山や自転車などの活動を得意としています。世界をまたぐ冒険活動も行っており、世界自転車一周旅や七大陸最高峰の登山にも打ち込んできました。2年前にはエベレスト登頂に成功し、七大陸最高峰で残るのは南極大陸のヴィンソンマシフ4,892メートルのみということです。自転車世界旅を終えて、以前にインターンで活動していた横瀬町の魅力や山々のすばらしさを最大限に伝えたいと応募をされました。横瀬町観光協会に所属し、イベント企画、登山ツアー、登山道の整備など、自然豊かな町の魅力や観光情報の発信に携わっていただきます。

橋本さんは福岡県出身で、公務員や税理士法人の営業職の経験をお持ちで、横瀬町の地域経済の活性化

に取り組みたいとの思いから応募をされました。まずは、地域商社ENg a WAの一員として、農業支援や特産品開発、コミュニティスペースの管理など、地域資源の発掘や活用、コミュニティー関連の活動に取り組んでいただきます。今までとは違う新しい分野での活躍を期待しています。

また、昨年度3月末までに9名の地域おこし協力隊員が卒業しましたが、現状全ての方が横瀬町にお住まいで、様々な分野でそれぞれ活躍をしていただいております。現在、横瀬町では20名の隊員が鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及啓発、町の情報発信など、様々な分野で活動をしています。今後も町に興味を持っていただき、町の地域力の維持、強化のための新たな担い手として、隊員として応募してくださることを期待しています。

次に、地域活性化起業人です。4月1日付、株式会社エフの波多腰太さんが着任をされました。派遣期間は、令和8年3月31日までの1年間の予定です。

波多腰さんは、副業型地域活性化起業人として、主にウェルビーイングの推進のため一般社団法人みんなで作る日本一幸せな町横瀬協議会の一員として、地域資源の掘り起こしに取り組んでいただいております。今までに取り組まれた様々なコンサルティングやプロジェクト業務の経験を生かし、地域活性化のための様々な活動をしていただく予定です。

次に、集落支援員です。3月1日付で新堀桂子さん、4月1日付で佐々木均さん、大出あゆみさん、黒沢真美さん、赤岩恵子さん、町田勝一さんの6名が新たに着任をしました。

新堀さんは、地域おこし協力隊員として地域商社ENg a WAに所属し、L a b横瀬の運営に携わっていただいておりますが、現在はコミュニティマネージャーとしてL a b横瀬の運営のほか、地域コミュニティの場づくりの支援活動をしていただいております。

佐々木さんは、上吉田地区にて限界集落の自立再生支援や、小鹿野地内でのサンショウ栽培の経験を生かし、横瀬町では耕作放棄地の調査を行い、活用や転用の可能性を探る活動を行うとともに、サンショウの栽培を通じて横瀬町の特産品開発にも携わっていただいております。

大出さんは、保育士の資格をお持ちで、親子で自然体験のコミュニティー運営や絵本講師、絵本セラピストとして子どもや大人に絵本を広める活動をしています。子育てしやすい町の実現のため、主に放課後の見守りや子育て世帯の相談や応援を行う子育てサロンの活動をしていただいております。

黒沢さんは、14年間保育士として働きながら障がい児支援員やカメラマンとして活動する傍ら、情報発信活動も積極的に行ってきました。今までの経験を生かし、地域の方が集まる場所に顔を出し、町の魅力を発見、発信していくタウンプロモーション活動をしていただいております。

赤岩さんは、保育士や介護福祉士の経験を生かし、子ども達が自分らしく伸び伸びと成長できるための子育て支援や、住民同士が世代の垣根を越えて交流し、お互いに支え合う社会の実現に向け、放課後の見守りや総合福祉センターの子どもの居場所づくりを中心に活動をしていただいております。

町田さんは、役場職員として長年にわたり農業や産業分野に携わり、豊富な経験を有しております。その経験を生かし、農地相談や耕作放棄地の解消、有害鳥獣の捕獲や相談、施業放棄森林の解消、観光資源の開発など、幅広い分野において活動をしていただいております。

それぞれの方には、今までの経験を生かした様々な支援員活動を実施していただき、地域の状況調査や課題把握を行い、新たな展開に向けた取組に期待をしています。

以上、人材活用面についてでした。

次に、日本一歩きたくなる町プロジェクトです。まず、日本一歩きたくなる町大使の委嘱についてですが、本日の読売新聞朝刊埼玉版に大きく取り上げていただきましたが、横瀬町では初となる大使、日本一歩きたくなる町大使を6月2日に委嘱をしました。吉本興業所属のお笑いコンビ、あるある探検隊のネタで有名なレギュラーのお二人に就任していただきました。

日本一歩きたくなる町大使は、歩くことを通じて横瀬町の魅力を広く町内外に紹介し、町の知名度向上及び町民の健康の維持と向上を図ることを目的として委嘱をするものです。健康ウォーキング指導士の資格を有し、当町のイベント、スプリングウォークをはじめ、数々のイベントで歩くことの楽しさや大切さを教えてくださっているレギュラーさんをお願いをしました。さらなる事業の発展のため、情報発信と町民の健康増進に寄与することを期待しています。

次に、毎年恒例となりましたハイキングイベントですが、5月31日、芦ヶ久保地区において第17回里山まるマルシェを開催しました。当日は、あいにくの雨、朝から降雨となってしまいましたが、それでも約260名の方にご参加をいただきました。里山をハイキングしながら、地元の方との交流や出展ブースの地元グルメ、手作り品の買物を楽しんでいただきました。今後も地域の活性化を図るため、様々なイベントを住民の方の声を聞きながら実施をしてまいります。

最後に、横瀬中学校での新たな取組として始まったYOKOゼミについてです。SDGsやウェルビーイングなど現代的な目標や、横瀬町に関連する課題について多面的に考え、深めることにより、目指す学校像にある「ふるさと横瀬を誇れる生徒」を増やすことを目的に実施する総合的な学習の時間で、4月から10月にかけて全10回の開催を予定しています。ふだんの授業とは進め方が異なり、生徒が自分たちで計画やゴールを決め、先生方はその活動を見守りながらサポートを行います。やってみたい、知りたい、解明したいという知的好奇心とつながり、より専門的な知識や技能の習得にチャレンジができるのが、この時間の特徴です。また、最初にアンケートを行い、テーマや分野ごとで分類し、全校生徒を縦割りで分けることも特徴の一つです。

第1回の授業は4月の23日に開催され、YOKOゼミの概要説明の後に、私から横瀬町について講演をさせていただきました。この事業に対し、町としても全力でサポートすることで、生徒たちのよりよい未来をつくることにつながることを強く願っています。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案であります。報告4件、条例の一部改正5件、補正予算1件、財産の取得1件、人事案件1件でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○向井芳文議長 町長の発言を終わります。



◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○向井芳文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

1番 森 沢 望 美 議員

2番 関 貴 志 議員

3番 町 田 多 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。



◎会期の決定

○向井芳文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、6月3日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、6月10日から11日までの2日間と決定いたしました。

簡単明瞭な分かりやすい質問、答弁を行っていただくよう議員、執行部にお願いしまして、報告を終わります。

○向井芳文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○向井芳文議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和7年第1回定例会以降に受理をいたしました陳情3件につきましては、陳情文書表及び各

陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和6年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第1回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和7年3月、4月及び5月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

**○大沢賢治代表監査委員** おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和7年3月18日、4月18日及び5月23日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。検査の対象といたしましては、令和6年度、令和7年度の一般会計、3つの特別会計及び下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和7年4月30日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は、令和6年度、令和7年度合わせて3億9,737万2,907円であることを確認いたしました。

以上でございます。

**○向井芳文議長** 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、各常任委員会、特別委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

7番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

**○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催は、令和7年5月27日火曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室で開催しました。出席者は、委員6名、執行部8名、事務局2名でございます。会議録署名委員に関根修委員、町田多委員を指名し、直ちに審査事件に入りました。

審査事件等は、1、所管事務調査、横瀬町の文化財保護状況について、2、教育委員会の自己点検・自己評価について、3その他でございます。

審査経過及びまとめですが、1の所管事務調査、横瀬町の文化財保護状況については、教育次長より資料に基づき、文化財の体系区分、町指定文化財について説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、

天然記念物の状況、有形文化財の指定取消しについて、文化財資料のデジタル化等がありました。当委員会としては、これらの報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめいたしました。

次に、2の教育委員会の自己点検・自己評価についてですが、教育長より資料に基づき、学校教育、社会教育・社会体育、教育委員会活動に関する自己点検・自己評価について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものであります。項目、評価等の詳細は、サイドブックに添付しております資料のとおりです。質疑では、国際交流事業の発展的展開、報告書の総括について等がありました。当委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめいたしました。

次に、3のその他については、教育次長より、学校生活に関するアンケートの調査報告、それから執行部より、6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告説明を聞きおくこととし、まとめいたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○向井芳文議長 次に、企画財政産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、関貴志委員長。

〔関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長登壇〕

○関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長 議長よりご指名をいただき、報告を求められましたので、企画財政産業建設常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催日時、令和7年5月27日午前10時より、横瀬町役場301会議室、出席者、委員6名、議長、執行部7名、事務局2名。会議録署名委員に森沢望美委員、若林清平委員にお願いしました。初めに町長よりあいさつをいただき、審査事件に直ちに入りました。

(1)、所管事務調査、乗合ブコーさん号の利用状況について、(2)、その他。

審査経過・まとめとしまして、1、所管事務調査、乗合ブコーさん号の利用状況等について、資料に基づきまち経営課長より説明を受けました。質疑では、利用者の日平均乗車数や年齢構成、秩父市内の乗車位置や箇所数について説明がありました。

まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめいたしました。

2、その他、執行部から6月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくこととしました。

以上、企画財政産業建設常任委員会の報告となります。

○向井芳文議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長のご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年4月9日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務

局1名、リモートで会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、町田多委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第146号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第146号の編集について、内容等の協議検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定し、4月15日に正副委員長による最終確認を行いました。5月1日に議会ナビとして発行いたしました。

開催日時、令和7年6月3日午後2時30分より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、関根修委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第147号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第147号の編集について、レイアウト等の協議検討を行いました。

以上でございます。

○向井芳文議長 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○黒澤克久議会改革特別委員会委員長 議長より報告を求められましたので、横瀬町議会改革特別委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告します。

開催日時、令和7年5月14日午後2時、場所は横瀬町役場301会議室です。出席者は、委員6名、議長、事務局の2名です。会議録署名委員として関根修委員、若林清平委員を指名し、審査事件に入りました。

今回の審査事件は、議会報告会について、2つ目、その他ということで会議を始めました。議会報告会の日程、アンケート資料、回覧資料、報告会の内容について審議を行いました。

まとめとして、当委員会としては6月29日に議会報告会を行い、横瀬町議会の説明を議長、各委員長がプレゼンテーションすることになりました。町民が議会に興味、理解していただけるよう努めるとし、まとめといたします。

以上を報告いたします。

○向井芳文議長 各常任委員会、特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長のご指名を受けましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

まず、全員協議会を令和7年5月22日木曜日午前10時より開会しました。開催場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室であります。出席者は、議員16名、管理者、関係職員であります。

議事は、(1)、諸報告、(2)、議会運営であります。諸報告の冒頭に、管理者よりごあいさつがあり

ました。組合管理者に横瀬町町長の富田能成氏、副管理者に秩父市長の清野和彦氏が就任しました。

次に、諸報告の中に、水道審議会の答申を受け、水道料金の改定についての執行部案の説明がありました。詳細については資料がありますので、控室で見てくださいと思います。

続きまして、令和7年秩父市町村圏組合臨時会、開催日時、令和7年5月29日木曜日午前10時より開催され、会場は秩父市役所本庁舎4階議場であります。出席者は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程につきましては、第1、議席の指定、今回の改選により秩父市の議員が1人改選されまして、坂本議員、横瀬町が宮原議員の改選がありまして、議席番号は坂本氏が3番、宮原氏が9番ということになりました。

会議録署名議員の指名が行われ、9番、宮原みさ子議員（横瀬町）、10番、関野修議員（横瀬町）、11番、若林光雄議員（皆野町）が指名されました。

会期の日程は、5月29日1日であります。

諸報告、議長の辞職、後半の2年でありますので、議長の改選が行われました。追加日程に議長の辞職が加えられ、議長の選挙が行われました。指名推選により、秩父市選出の赤岩秀文議員が就任されました。赤岩議長が副議長でしたので、副議長の辞任がありまして副議長の選挙が行われ、指名推選により高根保生議員、小鹿野町選出の議員が就任されました。

常任委員会委員の選任、常任委員の改選もありまして、総務常任委員長の四方田実氏、皆野町選出、副委員長に高野佳男秩父市選出、厚生衛生委員長に小松穂波秩父市選出、副委員長に新井利朗長瀬町選出議員が就任されました。

議員提出議案第1号として、秩父広域市町村圏組合の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が提出され、総員起立で原案可決されました。

管理者提出議案の報告があり、以下、管理者提出議案であります。第8号は専決処分について、総員起立、原案可決であります。議案第9号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、これも総員起立で原案可決されました。議案第10号 秩父広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これも総員起立、原案可決されました。議案第11号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてであります。監査委員の小櫃市郎さんの辞職に伴い議案が提出され、当町の関根修が就任ということで、総員起立で原案可決しました。

以上、報告いたします。

○向井芳文議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

以上で、日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○向井芳文議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

8番、内藤純夫議員。

〔8番 内藤純夫議員登壇〕

○8番 内藤純夫議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1、教育委員会の考えと対応についてをお聞きいたします。明細の1ですが、昨年度の教育委員会事務所移転に際しまして、何の事前説明もなく突然に高齢者サロンの廃止を通達して、近隣住民の存続の署名運動が起きました。また、議会へも何の説明もなく、突然に3,000万円の町民会館改修工事補正予算が提出されました。あまりにも独断で、教育委員会が決めたことには従うのが当然というような行いだと思っております。新教育次長は、この件についてどう思っているのか、また今後このようなことがあったときには、住民、関係者に十分な説明を行う考えはあるのか伺います。また、事務所移転の予算には直接関係ないかもしれませんが、教育委員会の長として教育長はこの件についてどう思ったのかを伺います。

明細2ですが、今年の5月に保護者の関係者男性2人が小学校に乱入し、教職員5人がけがをした事件が起きました。不審者への対応はどのようにしているのか。また、不審者乱入に対しての訓練等は行われているのか伺います。

明細の3ですが、生徒に優劣をつけない、優越感、劣等感を持たせない等の理由で通知表を廃止した小学校がありましたが、ここに来て通知表を復活させた小学校も増えてきたとの報道がありました。教育長は、小学校の通知表に対しどのような考えをお持ちか、お伺いいたします。

以上です。

○向井芳文議長 質問1、教育委員会の考えと対応についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、一般質問、教育委員会の考えと対応について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1です。まず、前教育次長を含め歴代教育次長が業務、事業を行うに当たっては、その時々状況を踏まえながら、それぞれの判断の下、適正に対応がされてきたものと受け止めております。しかしながら、内藤議員ご指摘のとおり、今回の教育委員会事務室の移転に伴い一部行き違いが生じ、ご心配や不安を与えてしまった方がいらっしゃったのも事実と認識しております。教育委員会が行う業務や事業につきましては、常に子供たち、保護者、住民の方々と密接に関わることばかりでございます。そのような中、新しいことや、今までとやり方が変わる場合は、ご心配やご不安を抱かれるのは当然のことだと思います。

そこで、今後業務を進めるに当たっての対応は、情報共有が一番大事な部分だと考えております。つまり対話です。業務の目的を丁寧に説明し、段階を踏んで進んでいけば行き違いは生じにくいと考えます。

当然、全ての方に納得いただくことは難しいことと思います。教育委員会がなさなければならない業務、また行政として対応できる部分と、町民の方々個々のご要望が必ずしも一致するとは限りませんが、そのような場合であっても、誠意を持って真摯に対応してまいりたいと思います。よりよいまちづくり、子供たちの教育環境を整えるためにも、議員各位並びに町民の方々と情報共有しながら業務に邁進してまいりたいと考えます。

続いて、要旨明細 2 の質問について答弁いたします。5 月 8 日に都内で発生した小学校への侵入事件を受けて、小中学校に対して今までの防犯対策や今後の対応について、改めて確認いたしました。

まず小学校ですが、防犯カメラを 8 台設置、さすまたは 2 本所有しております。防犯訓練については、コロナ禍前までは秩父警察署のご協力により、児童も含めて定期的を実施していたとのことです。なお、その際、暴漢役を務めた方の演技があまりにも真に迫ったものであって、参加した低学年の中には少し恐怖を覚える児童も見られたとのことでした。今回の事件を受けて、校長より全教職員に対し、防犯に対する心構えを持つようにと指示が出されております。今後につきましては、まず教職員を対象とした不審者対応訓練を今年度中に実施する予定で進めているとのことでした。

中学校につきましては、防犯カメラを 8 台設置、さすまたは 3 本所有しております。防犯訓練は、確認が取れる範囲では、実施した様子はないとのことです。小学校と同様に、校長から全教職員へ防犯意識の徹底が指示され、教職員を対象とした不審者対応訓練を検討しているとのことでした。

なお、防犯に特化したものではございませんが、両校とも緊急対応マニュアルは作成済みであり、避難訓練は学期ごとにそれぞれ年 3 回実施しております。

私からは以上です。

○向井芳文議長 教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項 1、要旨明細（1）について答弁させていただきます。

このたびの教育委員会事務室の移転の進め方については、ただいま教育次長から答弁申し上げたとおりの課題があったと認識しております。私たちが目指すものは、住民がより幸せ、ウェルビーイングになるために行政サービスを提供することにあります。このことは、本年度の町長の施政方針で示されている理念でもあります。この理念を踏まえ、私が今後の対応方針で大事に考えていきたいことは、住民との対話と説明責任です。住民との対話を重視し、コミュニケーションを図ることで住民の声に耳を傾け、段階を踏んだ説明責任を果たしていくことが、業務を進めていく上で重要であると受け止めております。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りながら、誠意を持って真摯に対応してまいりたいと存じます。

続きまして、質問事項 1、要旨明細（3）、小学校の通知表について答弁させていただきます。通知表は、子供たち一人一人の学習の成果や学校での様子を本人と家庭に通知するものであり、子供たちにとっては今後の意欲等を高める大切なものであると考えております。一方、通知表作成は教員にとって一人一人の成長を願いながら、時間をかけて丁寧に作成する大変重要な業務であると捉えております。昨今、働き方改革の名の下、通知表について簡略化、また廃止という動きもあるようでございますが、そこは慎重にすべきと考えております。何を変え、何をなくし、また何を残していくのか、学校内で十分に議論し、

進めていく必要があるかと思えます。

通知表の簡略化により生み出された時間は、児童一人一人と向き合う時間の確保につながっていくことが私は重要と考えております。本町の横瀬小学校では、今年度より通知表の変更点がありました。それは、1学期の所見欄を削除し、2学期3学期のみという扱いにしたことです。1学期の所見欄を削除する代わりに個人面談の場を設定し、子供一人一人のよさを直接認め、励ましつつ、学習の成果や課題、学校での様子を伝え、2学期の生活や学習への目標が持てるようにしていく予定と聞いております。

今後も所見の有無にかかわらず、学習や生活の状況を児童生徒及び保護者に確実に伝え、学校と家庭が連携して一人一人の子供のよさや可能性を広げる教育を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 どうもありがとうございました。明細2と3に関しては再質問ございません。

明細1の3,000万円の町民会館補修の補正予算なのですが、これは説明がないと申し上げたのですが、図面もない、概算の見積りもない。それで、これ期間がなかったのも、しょうがなく年度末までにやるように一応賛成はいたしました。町長これ何の説明もなく、議員がすんなり3,000万円受けるとして議員に提出したのですか。そこをちょっと伺いたい。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 できるだけ丁寧な説明は必要だと思っており、できるだけ丁寧に、あるいは判断していただくための資料もできるだけそろえてとは思っていましたが、現実的に時間制約の中であそこまでできなかったというところがございます。これが十分だったかということ、今から思うと反省すべき点は多々あるかなというふうに感じております。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 十分な説明は要らないのですけれども、図面等どのぐらい広くなるって、机がどのぐらい置けるぐらいの、あと概算、柱を取ってしまうので金かかるのですよぐらいでいいのですけれども、町長はこの説明を受けているわけでしょう。受けているか、取りあえず1個お聞きします。それで、突然に3,000万円出して議員が認めると思ったのか、そこをちょっと聞きたい。

○向井芳文議長 一応再々質問ですから、(2)、(3)、大丈夫ですか。

○8番 内藤純夫議員 (2)、(3)はございませんと先に言いました。

○向井芳文議長 失礼いたしました。

再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 難しいですね。まず思いとしては、できるだけ早くしたいという思いがありました。これ

は、あそこに教育委員会を持っていく幾つかの趣旨は申し上げたのですけれども、その趣旨を考えると、それはできるだけ早いほうがいい。プラス今回資金面で、いわゆる緊防債使わせていただいて、防災面のことも考慮しながら財政的な原資もいただいております、防災面を考えるとやっぱり次の大雨や台風等のシーズンの前にはしたかったですし、それとあと近時のインフレ傾向を見ると、工事もの早ければ早いほど私たちにとってはいいというふうに思っており、急いだのは事実です。あのときの、したがって議員の皆さんにお出しした情報量と、当時私が工事の実施に対して持っていた情報量は、結果的にはそれほど違わなかったというふうに認識しています。限られた材料の中で早くやりたかったものですから、何とか丁寧に説明してご理解いただきたいという思いで、補正予算に計上させていただいたというところでございます。

○向井芳文議長 以上で8番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○向井芳文議長 ただいま一般質問中でございます。

次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目の質問になります。

大項目1、横瀬町歴史民俗資料館について、要旨明細(1)、映像資料のデジタル化について。2025年問題とは、一般的に2025年に団塊世代が全員75歳以上となり、人口の約5人に1人が後期高齢者となることから生じる社会問題の総称です。特に医療、介護の需要増加、労働力不足、社会保障費の増大などが懸念されています。今回私が問題提起するのは、2025年問題、ビデオテープについてであります。ビデオテープの経年劣化や再生機器の製造終了により、過去の映像がデジタル化されずに失われる可能性を指摘する問題です。特にVHSテープがターゲットで、その寿命が20年程度とされているため、2025年頃に見られなくなる可能性があるという警告されています。横瀬町歴史民俗資料館には、貴重な映像資料が多数あるため、今後の町としての対応、考えをお伺いします。

要旨明細(2)、来館者人数について。数年の来館者人数を教えてください。なお、学生と一般で来館者を把握していれば教えてください。

(3)、今後の在り方について。秩父地域の数少ない資料館ですので、今後の在り方についてお考えをお伺いします。

大項目2、町内の登山について、要旨明細(1)、事故防止対策について。近年のアウトドア、登山、ハイキングブームで、横瀬町にも多くの方々が来町されます。二子山、武甲山など比較的初心者でも登れると口コミされていますが、事故防止対策はどのようなことが行われているのか、お伺いします。

以上を壇上での質問とします。

○向井芳文議長 質問1、横瀬町歴史民俗資料館についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、質問事項1、横瀬町歴史民俗資料館について、要旨明細1、映像資料のデジタル化について答弁させていただきます。

歴史民俗資料館で保有しておりますビデオテープ等を確認したところ、VHSが329点、Hi8が143点で、合計472点ございました。これらにつきましては目録等を作成しておらず、全てのタイトルは現在のところ確認できておりませんが、多くは町内及び近隣地域の民俗芸能等の資料映像です。

なお、ビデオテープの確認をしていたところ、現在DVDも253点ほど確認が取れました。こちらについても全ての確認はできておりませんが、VHS等のビデオテープをダビングしたものが大多数を占めているようです。

黒澤議員ご指摘のように、2025年頃にビデオテープが見られなくなる危険性を警告したマグネティック・テープ・アラートをユネスコが宣言しております。せっかく記録した貴重な映像が見られなくなってしまうのは非常に残念なことでありますし、それらの記録を後世に伝えていくのが歴史民俗資料館の使命であるとも考えております。ダビングしたDVDがほかにないか再度確認を進めるとともに、ダビング等が行われていないビデオテープ等の映像につきましては、計画性を持ってデジタル化に取り組みたいと思います。また、目録等も順次併せて整備しながら、整理に努めてまいりたいと思います。

続いて、要旨明細2、来館者人数についてに答弁させていただきます。来館者につきましては、高校生以上は一般とカウントしておりますので、高校生以上一般と中学生以下での集計となりますので、ご了承ください。令和4年度は、一般1,177人、中学生以下115人、合計1,292人でした。令和5年度は、一般966人、中学生以下117人、合計1,083人でした。令和6年度は、一般1,411人、中学生以下243人、合計1,654人でした。直近3年間の年間平均来館者数は、一般で1,185人、中学生以下で158人、合計1,343人でございます。ここ3年間は、おおむね月平均100人前後の来館者数で推移しております。

昨年、令和6年度の来館状況ですが、10月末のよこぜまつり開催日は1日で299人、11月初旬の町民文化祭では期間中37人、3月に実施した台湾祭々では2日間で314人に来館していただきました。また、ほかに来館者が多い月としましては、5月、8月、9月でございます。5月は、例年第2日曜日に開催している横瀬人形芝居の定期公演の影響、8月は夏休み、9月は彼岸花まつり等の影響によるものではないかと考えております。また、横瀬小学校3年生が社会科授業の一環で、例年1月頃に50人前後来館していただいております。

続いて、要旨明細3、今後の在り方について答弁させていただきます。民俗資料館の今後の在り方につ

いてとのご質問ですが、資料館の存在意義は何かを出発点として考えてみました。美術館、博物館等とは異なり、高額な美術工芸品等の收藏はございませんが、民俗資料館の言葉のとおり、横瀬町の成り立ちを知ることができる石器、土器類をはじめとする出土品、歴史的価値のある物品や書物、人々の生活の変遷をたどることができる民具等、とても貴重な品々を收藏しております。これら貴重な品々は、一度なくしてしまえば二度と再現できないものばかりと考えております。この貴重な品々を後世に伝えていくことが存在意義、使命だと考えております。とはいえ、ここ数年間、学芸員資格を持った職員の配置がなく、適切な管理が行われてきたかと言われますと、大いに反省すべきところもございます。幸い今年度、非常に意欲のある学芸員資格を持った職員を採用することができました。改めて收藏品の整理確認を行い、適正な管理を実現し、文化財行政の拠点として地域に誇れる歴史民俗資料館となるべく進めていければと考えております。

一方で、単なる收藏場所というだけでなく、多くの方に知って、見ていただくことも重要な役割です。町長の構想の下、町で進めている中心地づくりの1拠点、1コンテンツとして、活性化を担う必要があります。各種イベントと連動、コラボしながら、多くの方に貴重な收藏品を御覧いただき、学びのきっかけとなっていくことが今後の在り方と考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、まず最初の(1)の映像資料のデジタル化についての再質問ということをまず。DVDが253点一応あったというのは、ちょっと安心した部分でもあるのですが、ただこれ一本一本の映像の時間を丸々確認するのも、1時間のテープなら1時間かかるのですよね。その点を踏まえて、本当にこれ計画的にやらないと、時間と費用とかかかると思います。その点も踏まえて、選別するのも正直1人に全部任せると1年たっても終わらないのではないかという感じもしますので、これは教育委員会としてどのように選定をしていくのか、そしてあくまでも教育委員会としてデジタル化を庁舎内でやるのか、あるいは外部に出して業者の力を借りるのか、その辺の考え方がもしあれば教えてください。

続いて、来館者の人数なのですが、令和6年だけ聞くと、ちょっと飛び抜けて増えたなという気がしました。実際できれば、平均的にこのぐらいの来館者人数が来ていただくことが望ましいかなって説明を聞きながら思ったのですが、すごく難しい分野ではないですか、楽しいからぜひ見てくださいというわけでもなく、個人個人が興味を持っていないと、資料館に資料をちゃんと見に行くということがないので、そのPRの仕方、実は横瀬にはこんなものがあるのですみたいな切り口だとか、何かキャッチーなキーワード的なものがもし、それは教育委員会だけで考えるのではなく、キャッチコピーつけるのとか得意な人間も横瀬町内の中にはいますから、そういう意味で、どれだけ来館者を増やして資料館というものをもう一度認識していただけるか。また、2階には手がつかずの過去の採掘資料だとかいろいろまだあるのも、過去に委員会の視察で見たことがあるので、もろもろどのように進めていくのかというのが気になっているところなので、その点をお願いします。

最後、今後の在り方なのですが、先ほど次長がおっしゃったとおり、私もすごくそこは共感して

います。同じように、この地域から本当に数が減ってきてしまったので、もう今さら横瀬がやめるわけにはいかぬだろうという思いと、しかしながら、そこにある程度の人間がちゃんと集まってくれていて、意義があるのだよというのが見える形にしていけないと、監査委員さんからもご指摘とか受けてしまうようだと困ってしまうので、資料館というものが横瀬町にとって大切だということをもう一度外にPR、町民にPRということはどういうふうに考えているか、その3点もう一度確認させてください。よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、再質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、資料のデジタル化についてなのですが、先ほどもご報告したように、約半数近くのDVDの確認は現在のところ取れています。場合によっては、もう少し出てくる可能性もございます。今の資料館には、ダビングができる機器としては機械自体は2台あるのですが、実は1台故障しております。もう一台のほうからDVDへのダビングの接続環境というのもできてはいるのですが、全く使えないわけではないのですが、正直動作が不安定というのは、これは現実問題としてございます。まずは、先ほど申し上げた本数のビデオテープとDVDのひもづけを行うように作業の指示はしております。タイトルを合わせて、ここからDVDが出てこなかったものについてどうするかという形になるかと思いますが、可能であれば自前で行うもの、先ほどご指摘あったように専門の業者さんで調べたところ、調べた範囲では1本当たり2,000円から3,000円程度、DVD化にする場合費用がかかるそうです。ですので、ひもづけと確認が終わり次第、どのぐらいの本数が実際出てくるのかによって、ある程度対応は変わってくると思うのですが、ここはご指摘のように全部自前でテープを流しながらデータ化をしていくとなると、60分、120分、当然かかってくると思います。その辺は、整理した上でどうするかという判断は、今後させていただきたいと思っております。いずれにしても、このままは置けないという認識は持っておりますので、そこでご了解いただければと思います。

続いて、要旨明細2の来館者数についてですが、これも最初の答弁の中で申し上げましたが、実に3月に行いました台湾祭々のときに、2日間であの人数に来ていただくというのは、非常に関係者、教育委員会としてもうれしい驚きであります。先日は、ろっく横瀬という形でイベントを開催しているのですが、そのときもいわゆるコラボではないのですが、お祭りに集まっていた方に、資料館にどうぞ来てくださいというような形でご案内をしております。ですので、今の段階で単独で資料館の来館者数を増やすというのは、正直よい方法というのはなかなか思いつきません。收藏品そのものが、ちょっとこれなり方とも関わってくるのですが、民俗資料館で管理している收藏品目は、目録上では9,566点、ちなみにこの中には先ほど来申し上げている映像資料であるとか、あと写真類、ネガフィルム、ポジフィルム、こちらは品数には含まれておりません。これらの品数が、果たしてダブったものがないのかどうなのかということ、あと收藏している場所が資料館内、先ほどご指摘のあった2階の倉庫であるとか敷地内にある倉庫、あとは旧芦ヶ久保小学校にも一部置かせていただいているのですが、これらの目録の整理と品物の確認、こちらをした上でないと、例えば興味を持った展示、特別展示を開くとかという形もなかなか手がないと

ころかなというふうには正直考えております。ですので、まず来館者数を増やすに当たっては、中心地づくりという形でいろいろなイベントがこれからございますので、それらと協力をしながら、まずは資料館に足を運んでいただくというような対応で、見て知っていただくということを進めていければなどは思っております。

最後の今後の在り方についてですが、これは来館者数の捉え方、どうやって増やしていくかともつながるところだとは思いますが、やはり見る人が興味を持って見ていただかないと足を運んでいただけない施設というのは、正直認識しております。ただ、最初の答弁の中でも申し上げたとおり、一度なくしてしまうともう二度と手に入らないというものも多々ございます。ですので、ここは管理の方法を含め、整理を含めながら、こういう言い方しか申し上げられないのですが、魅力のある形を模索しながら存続を図っていければいいなというふうには考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。今回この質問をしようと思ったきっかけが、昨年6月にローカルサミットという催しを1市4町のエリアで秩父神社さんでやったのですが、その前日に、まず各地域に希望者がそれぞれ入って、例えば横瀬、秩父だと武甲山の関係とか、それを踏まえて勉強会的に入ったのですが、そのときに羊山の武甲山資料館に行ったときにある映像が流れていて、いや、この映像、それが古い映像なのだけれども、DVDだったのです。もしかしてこれ同じもの横瀬にあるのではないのかという流れから、ちょっと探しに行ったらあったのです。あって、ただそれがビデオテープだったのです。ビデオテープで、いや、これ貴重なものだから多分武甲山資料館はDVD化しているのに、横瀬はこれはなっていないのかということで、取りあえずテープをこちらで用意するからダビングをお願いしてPCで流したいという話をしていたのですが、機械のトラブルと、ディスクの種類が時代ですね、DVDプラスRとかLRとか、あの辺の類いのものがあって全く分からなくて、もう売場に行ってもそのディスクがどれが該当するのか販売員さんももう分からないみたいな状態で、そのときは仕方なくビデオ再生機を借りて町民会館で流して、それが意外と反響がよかった。そういうことがありますので、我々が気づかない資料は、外の方から見たら実はすごくいい資料だったねという感想もあるので、そこの掘り起こしはしっかりしていかななくてはなということで、今回ビデオテープの映像のデジタル化ということで質問させていただきました。

先ほど答弁いただいた方向で進めてもらえば私はいいと思っていますので、ここの答弁は特に必要ないです。ただ、今後の在り方について、これは中心地づくりということがあると、それは町長にも少し確認なのですが、やっぱり中心地にあるではないですか、資料館が。今後その資料館の在り方と必要というのは分かっている、その日の当て方というか、どのような形が中心地づくりに資料館が関わっていくのか、もし構想があるようだったら教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、最後私のほうから答弁させていただきます。

まず、資料館の本来的な機能というのがありますと、これは大きく2つあるのですけれども、1つは資料の保存です。歴史ある資料とか、当時の暮らしがしのばれる資料とかをよい状態でとどめておくという保管機能と、あともう一つが展示機能です。前者は必ず必要です。展示機能ももちろん必要ですということなのですけれども、その中でなかなかやっぱり横瀬町の場合は、限られた運営資源でこれを回していくというのは、そうそう簡単ではないなという実感は持っております。

一方、近年は少し明るい材料があって、1つはしっかりした学芸員が今年採用できて、新しいことが手がけられそうだなということが1つ。もう一つは、中心地づくりを進めていく中で、あの中心地の様々な施設が個別ではなくて、連携、連動して新しい価値を出し始めているという部分です。とりわけ3月の台湾祭々はちょっと自分もびっくりでして、台湾祭々は2日間で1万2,500人来ていただいたのですが、うち300人超が資料館に、特にこのとき特段のプロモーションしていないのです。でも、見つけて資料館に300人超が行ってきているというのは、一つ大きな可能性だなというふうに感じました。

当然横瀬町の中ではあれに類する施設はないわけですし、中心地づくりを進めるあのエリア一帯の中で、中心地づくりに貢献できる、あるいは連動して新しい価値ができる施設になり得るといふ今実感を持っています。なので、お金の問題、手間の問題等々があるので、無制限にというわけにももちろんいかないのですけれども、その中で改めて新しい学芸員が着任したというところを契機に、そして中心地づくりがここまで育ってきたというところを契機に、新しい民俗資料館の価値づくりを、ちょっとそこは考えていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町内の登山についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

横瀬町は、比較的都心からのアクセスもよく、週末には多くの登山者が当町を訪れます。武甲山、大持山・子持山、二子山などは、一般的に初心者向けの登山コースであることから人気の登山スポットとなっております。中でも武甲山は、コース全体が初心者向けであることから手軽に登れ、自家用車や鉄道などを利用して家族連れなど多くの方楽しんでいただける人気の登山コースとなっております。また、芦ヶ久保駅を下車し、二子山の登山を楽しむ方も多くいらっしゃいます。

ここで、山での遭難事故件数について説明をさせていただきます。武甲山については、令和5年の1年間に3件、令和6年に5件、令和7年につきましては1月から4月までの4か月間で既に4件の遭難事故が発生しております。この4か月間における県全体での遭難件数が22件ですので、武甲山の4件は比較的多い件数と思われる。なお、その他の町内の山については、令和7年の遭難は発生しておりません。

秩父警察署の方からの聞き取りでは、特に武甲山が遭難しやすいとか、危険な場所が多いといった認識はないとのことですが、やはり秩父地域において初心者でも手軽に登山を楽しめることで人気があり、登山者数が圧倒的に多いといったことから、軽装備などで登山をして遭難に遭ってしまう件数が多いのではないかとのございます。

ここで、町としての事故防止対策ですが、4月までの遭難事故発生の多さから、武甲山登山口一の鳥居の登山道に、登山道以外を利用した道迷いが発生しているため、地図や看板等を確認する旨の看板を設置いたしました。今後このような看板を安全最優先で増設していきたいと考えております。

また、迷いやすいような箇所については、コース以外である看板の設置や、場合によってはロープによる規制も考えております。これについて、当町のまちおこし協力隊員の中に登山に係る知識が豊富な隊員もいますので、協力を仰ぎ、コースを実際に歩きながら危険箇所の特定や遭難防止対策を講じたいと考えております。

なお、先ほど説明をさせていただきました設置済みの看板につきましては、サイドブックス、一般質問通告一覧表のフォルダの中に写真を掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございます。説明で十分理解できたのです。理解できたのですけれども、人気があって登山者数が増えていて、特別難しい山ではないけれども、そういう防災ヘリが救助に行くとかということが起こるといことが、武甲山に関わっている人たちからするとマイナス要因にしか見えなくなってしまう可能性もあるので、ここは本当に町として、頂いた写真を今確認しましたが、もう少し強い言葉があってもいいかなという、軽装備で登るのはやめてください的に、そういうものがあるのもいいかなというのが1つと、実際自分が何年か前の山開きに登って、下りだけ下りてきたことがあったときに見たのは、都内から来た女性はサンダルぐらいな感じ、ミュールとかで武甲山に来てしまっている人とかを見かけて、帰り足くじいてもう歩けなくて、誰かが背負っているみたいなのを見たこともあったので、そのときはたまたま周りの助けがあったから、ヘリの要請とか遭難の要請がなかったのだから今後は改めて思うのですけれども、武甲山の登山、武甲山が本当に人気で手軽でというのが、そのキーワードがメディアとかにも意外と出ているのですよね、日帰りで登りやすい山ですみたいな。何かでもそこには一つ町としてメッセージを出しておかないといけないかなというのが、今回改めて対策についてどうかというところで質問に至っています。

現状、説明であったとおり登山道の一部にロープをしっかりと張るとか、適切に今後も進めていってもらえばいいと思っているのですが、あとは今回地域おこし協力隊で、登山が本当にたけている方が横瀬に着任したということなので、そこもしっかり相談をして、どうしたらなるべくリスクが減らせるのか、そういうこともお願いしたいというのが1点。

それと、現地に写真で貼ることも必要ですし、例えばSNS上で、武甲山は人気の山だけれども、軽装はやめてください的なものも、観光案内所とか振興課とか、町として少し発信も考えていただければと思います。対応はどのようになりますか。よろしくをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのヘリの救助等の内容につきましては、私のほうも認識しております。実際に4月以降コースを歩きまして、実は遭難に遭った方の進入した箇所等が幾つか、2か所ほど特定しております。その2か所については、確かに迷いやすいようなところもございますので、それは早急にロープと看板等を設置して、対応したいと思っております。

また、看板の見直しにつきましては、取りあえず急ぎの対応でこのような看板をつけさせていただきましたが、あまり大きい看板になってしまうと全体の景観の関係もございますが、まずは安全最優先で少し大きめの看板とか、そういったことを検討してまいります。

あとは、SNSの発信でございますが、こちらのほうは対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○向井芳文議長 失礼いたしました。再々と申し上げてしまいました。再質問でした。

それでは、再々質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 それでは、以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は大きく3点の質問をさせていただきます。

最初の質問は、高齢者が元気に過ごせる町の取組についてお伺いします。横瀬町では、第4次健康よこぜ21プランを令和7年3月に計画策定しています。その中で、国、埼玉県の動向の記載があります。全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現というビジョン実現のため、基本的な方向を①、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②、個人の行動と健康状態の改善、③、社会環境の質の向上、④、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つとしていて、個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現を目指すこととしています。埼玉県でも、誰もが健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会の実現を目指す第4次埼玉県健康長寿計画を策定しています。

健康寿命とは、健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。2000年に、世界保健機関（WHO）が健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を延ばすかに関心が高まっています。健康寿命が、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されているため、平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある健康ではない期間を意味します。2022年において、横瀬町の平均寿命は男性が78.9年、女性が86.6年で、65歳の健康寿命は男性が17.1年で82.1年、女性が20.9年で85.9年となり、2019年（令和元年）の前回調査と比べて

女性は平均寿命と健康寿命の差が縮小しましたが、男性は拡大しました。今後、平均寿命が延びるにつれてこの差が拡大すれば、健康上の問題だけでなく、医療費や介護費の増加による家計へのさらなる影響も懸念されます。健康に配慮する一方で、こうした期間に対する備えも重要になります。

横瀬町の基本理念では、超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しい、全ての人が心身の状態は健康であると感じて暮らしていける町を目指していくことにあります。

そこで、2点質問いたします。横瀬町が高齢者が元気に過ごせる町の取組について、①、健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組と、今後どのように取り組んでいかなければならないか、課題をお伺いします。

②、さらに健康寿命延伸のためのフレイル対策は、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

2点目の質問は、小中学校における児童生徒の定期健康診断についてお聞きします。定期健康診断については、学校教育法及び学校保健安全法に基づき、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、子供の健康の保持増進を図るために実施されており、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送る上で支障があるような疾病の疑いを見つけ、医療機関での受診により疾病の早期発見、早期治療につなげる役割であると認識しています。

そこで、2点お聞きします。①、横瀬町の小中学校の内科検診及び歯科健康診断の受診状況についてお伺いします。

②、児童生徒等が健康診断実施日に欠席していた等の理由により、在籍校の定期健康診断等を受診できなかった場合、さらに不登校などの理由により健康診断を受けられない児童生徒の未受診者への対応はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

3点目の質問は、横瀬町においてマイナンバーカードの取得状況及び今後の取組についてと横瀬町のマイナ保険証の普及率や利用状況を把握しているかをお尋ねします。また、啓発活動はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○向井芳文議長 ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中ではございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中でございます。

質問1、高齢者が元気に過ごせる町の取組についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔加藤美智子福祉介護課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細（１）の健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組と今後の取り組んでいく課題についてでございます。まず、第６次横瀬町総合振興計画の２の柱、健康づくりの中の３、達成すべき基本目標である健康寿命の延伸に向けたこれまでの取組については、大きな柱として３つの事業について、過去３年間の取組を報告させていただきます。

１つ目の事業は、介護予防事業についてでございます。介護予防事業では、高齢者一人一人が活動的で健康的な生活ができるよう、高齢者実態把握事業や各種体操教室を実施しております。各種体操教室では、それぞれの体力に合わせたコースを設定し、理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導を実施しております。また、住民主体の通いの場を実施し、かわせみいきいき体操サポーター養成講座を平成29年度から実施し、指導者の育成を行っております。現在49名の方にご登録をいただき、各地域でご活躍をいただいております。委託事業を含め、町が実施する介護予防事業の実績については、令和４年度は４事業78回の開催、延べ1,056名の参加、令和５年度は５事業106回の開催、延べ1,560名の参加、令和６年度は５事業107回の開催、延べ1,768名の参加となっております。

２つ目の事業は、高齢者サロンについてでございます。高齢者サロンでは、地域の方々が主体となって運営しており、参加者同士が語り合い、歌や体操、ゲームなどを楽しみ、介護予防や生きがいづくり、仲間づくりを目的とした活動が行われています。高齢者サロンの実績については、令和４年度は７団体139回の開催、延べ2,433名の参加、令和５年度は７団体162回の開催、延べ2,857名の参加、令和６年度は８団体169回の開催、延べ2,999名の参加となっております。

３つ目の事業は、ウォーキング関連事業でございます。ウォーキングを主とした事業の実施では、日本一歩きたくなる町を目指し、日本一歩きたくなる町プロジェクト会議を立ち上げ、ウォーキングマップの作成やウォーキングリーダーの育成に取り組み、あらゆる世代から取り組みやすいウォーキングを主とした事業を実施しております。ウォーキング関連事業の実施については、令和４年度は延べ350名の参加、令和５年度は延べ721名の参加、令和６年度は延べ905名の参加となっております。

その他、地域の方や民間企業と連携したオレンジカフェの開催や移動スーパー事業など、高齢者の方々がより社会参加しやすい事業を展開しております。

今後取り組んでいく課題については、どの事業においても男性の参加が少ない傾向であり、特に男性の健康寿命については埼玉県や秩父保健所管内と比較し、若干低い数値となっていることから、既存事業の取組のほかシルバー人材センターの活用や、高齢者の知識、経験を生かしたボランティア活動の推進など、高齢者が社会の担い手として活躍できる環境づくりを探求するとともに、保健事業との一体的実施に関する取組や新たな層への働きかけに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、要旨明細、（２）、フレイル対策について答弁をさせていただきます。フレイル、いわゆる虚弱とは、加齢に伴い身体的、精神心理的、社会的機能が低下し、健康と要介護の間の状態を指します。健康な方がフレイルになること、既にフレイルの人の状態が悪化して要介護に進むこと、この２つを防ぐ必要があります。

フレイル対策で大切なのが、運動・身体活動、食事・栄養、そして社会参加の３つの柱と言われております。そして、それぞれの配慮が必要であり、定期的な体操教室や地域活動等への社会参加を積極的に行うことで、おのずと運動や食事にもよい影響があり、フレイル対策のよい循環が起きることが分かってお

ります。具体的には、先ほど述べさせていただきました保健事業と介護予防事業の一体的な実施、住民主体の通いの場での体操、さらに防災無線を活用したラジオ体操など、多種多様な運動事業に取り組んでおります。特に75歳を対象とした高齢者実態把握調査では、閉じ籠もり等により支援を要する方を早期に把握し、介護予防事業へとつなげております。また、栄養改善を目的としたひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施や管理栄養士による相談など、生活習慣改善対策事業などにも取り組んでおります。その他、心の健康や認知症に関する事業にも取り組んでおります。

今後は、健康情報等の効果的な周知や、これらの取組をさらに充実させ、町民一人一人の主体的な健康づくりを支援し、フレイル予防に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。町では、様々本当にいろんな支援をしていただいていることは、私もよく存じております。その中で、やはり先ほども言われていましたように、健康寿命を長く持続するためには日頃から継続して運動することが必要で、日々実践している方もいらっしゃるということですが、年々歩行が難しくなり、家に閉じ籠もられる方もいるということも事実でございます。私の住んでいる苅米地域でも、長寿会等私も入っております、その中でグラウンドゴルフを今年から始めさせていただいて、そこに来る皆様は本当に生き生きして、やっぱり健康寿命をちゃんと伸ばしている方たちなのだということを自覚できます。あとは、かわいき体操という、苅米でもやっておりますけれども、そこに来ていらっしゃる方たちは本当に元気で、人と触れ合うということができておりますので、本当にそういう人たちは、やっぱりそういう自分の居場所を見つけてやっているのだなというのを感じております。ただ、やはり一番は結局そこに来られない、長寿会のメンバーも今までと比べて半分以下に、長寿になられた方々はいらっしゃるけれども、結局メンバーに入っている方は少なくなっている。そこは何かといたら、やはり行ってもつまらないとか、結局あそこの人が嫌だから私はやりたくないとか、そんなようなこともあるのですけれども、町で何とかということではなく、そういう人たちをどのように支援をして、一人でも多くの方がそういうところに参加できるような工夫をしていただければと思います。

私もボランティアのほうで、社会福祉協議会のほうから毎月誕生日の方の家庭訪問、プレゼントを差し上げるというのをやっております、私もまだ1軒ぐらいしかないのですけれども、そうやって毎月どなたかに行き会えるということは大事なことであります。それなので、もう少し出てこれない人、あとはそういうところに参加をしたくない人、そういう人の取組はやっぱり今後必要になると思うのですけれども、どのように進めていきたいか、もし具体的にありましたらお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔加藤美智子福祉介護課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課長 それでは、ただいまの再質問に対して答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、なかなか社会参加ができない方への取組支援については、現在、令和5年度に実施しました第9期高齢者福祉計画等のアンケート調査でも、介護予防のための通いの場、かわいき体

操や高齢者サロンへの不参加が71.3%と、前回の調査と比較して8.1%増加している状況です。高齢者の社会的孤立は、深刻な課題であると認識しております。また、第4次健康よこぜ21プランのアンケート結果からも、情報提供や参加のハードルを下げることへの重要性が明らかになっています。

このことから、従来の集団参加型アプローチではなく、個人の状況や興味に応じた柔軟な支援が必要だと考えております。例えば芦ヶ久保地区では、高齢者サロンの不参加な高齢者に対して、3か月に1回サロンの開催チラシを配布すると同時に、定期的な見守り声かけ活動が実施されていると聞いております。こうした地域のさりげない声かけや見守り、そして移動スーパー事業での見守り活動などにより、社会とのつながりを持つことを最も大切に、多様な形での社会参加を促進していくことも重要なことと思っています。

今後の取組としては、75歳を対象とした高齢者実態把握に合わせて地域活動や健康に関する情報を発信するとともに、個人の興味や状況に寄り添いながら、段階的な社会参加の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 私もそういういろんな活動に参加をさせていただいている中で、横瀬町の支援は手厚くて、本当に隅々に届いているという実感もあります。その中で、フレイル予防にも関係してまいりますけれども、一人でも多くの人を外に連れ出していく、そういうことで苅米地区のことになるのですけれども、長寿会の方が家庭訪問をしたい、ただ長寿会のメンバーでないと家庭訪問ができない、そういうのがありまして、そこは民生委員さんとも相談して、やっぱり独り暮らしの、あとはお年寄りのご夫婦世帯等の訪問を長寿会だけに頼るのではなくというか、そういう人たちもぜひ行けるような形を町で取り組んでいって、本当に皆さんが元気に健康寿命を伸ばしていけるような方法ができないかと思っておりますけれども、町長はどのように取り組んでというか、どうお考えなのかお伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 健康寿命の延伸につきまして答弁をさせていただきます。

まず、健康寿命を延伸するということは、当町にとりましては非常に重要と認識しています。現在の横瀬町第6次総合振興計画の中でも重要な手法と位置づけて、数字を気にしながら行政運営をしているというところです。実は、ここ数年健康寿命が延びていないという状況があり、大変気になりまして、今年度健康寿命に関するプロジェクトチームをつくりまして、なぜかという部分と、どうしたらいいかというのは議論を始めているところでございます。1つ現象として恐らくあるだろうは、コロナの影響です。コロナの影響が数値には反映されているということが1つと、それと他の自治体と比較したとき、ここ数年他の指標と比べて横瀬町の健康寿命とても低く出ています。これも気になりまして、いろいろみんなで議論してみたのですが、どうも数字自体は、人口比の自治体内にある福祉施設の数とかでかなり変わってくるということが、どうやら相関関係があるということが分かってきました。当町でいきますと、特にいわゆ

る特養、特別養護老人ホームがありまして、割と小さな町の中にあるということで、そのところで数値は少し影響されるだろうというのが分かってきました。というのが、今時点でのみんなの議論の行っているところなのですけれども、とにかく健康寿命を延ばすためにやれるべきことをやる、それは大きく分けるとやっぱり3つかなと思います。先ほど宮原議員にも言及いただきました運動していただくということ、それから食事指導、食事習慣をしっかりしていただくということと、そして社会参画なのだろうというふうに思っています。

横瀬町は、誰一人取り残さないも掲げていますし、これから先独居老人の方が増えていくというのは、統計上は間違いのないところでございます。そこを誰一人取り残さないという思いで細かくフォローして、健康寿命の延伸を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、小中学校の児童生徒の定期健康診断についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項2、小中学校の児童生徒の定期健康診断について答弁させていただきます。

まず(1)、小中学校の児童生徒の定期健康診断の受診状況についてですが、今年度の内科検診では、小学校では児童307名のうち297名が受診し、10名が未受診でした。未受診のうち、不登校ゼロ、病気等長期欠席者1名でした。中学校では生徒172名のうち166名が受診し、6名が未受診で、うち不登校は2名でした。

歯科健診におきましては、小学校では児童307名のうち302名が受診し、5名が未受診で、うち不登校ゼロ、病気等長期欠席者が1名でした。中学校では生徒172名のうち164名が受診し、8名が未受診で、うち不登校は2名でした。内科検診、歯科健診のほかにも眼科、耳鼻科の検診がございしますが、受診率は内科検診、歯科健診と同程度で、小中ともに95%を超える受診状況であります。

続きまして、(2)、受診できなかった児童生徒の対応についてですが、今年度は現在対応中のため、昨年度の状況を報告いたします。定期健康診断の未受診者につきましては、学校医の所属する医療機関など学校外での健康診断を受け、その結果をお知らせいただくよう保護者に依頼しております。その際の受診費用につきましては、健康診断実施後の事後対応も学校医等の職務の範囲内となりますので、保護者の負担は生じません。昨年度の実績でございますが、小学校は内科検診の未受診者5名のうち3名、中学校は内科検診の未受診者11名のうち3名が学校医で受診し、結果の報告がありました。歯科健診におきましては、小学校は未受診者6名のうち3名、中学校未受診者14名のうち2名が学校医で受診し、結果の報告がありました。

次に、(3)、不登校児童生徒の定期健康診断の対応についてですが、学校では不登校などで受診できない児童生徒の状況を把握し、必要に応じてほかの児童生徒と一緒にならないよう配慮した上での受診などについて、児童生徒に合わせた健康診断を受けやすくする配慮を行っております。このように、受診できるよう努めておりますが、学校への登校が困難な児童生徒にとって、受診まで至らない場合もございます。これらの児童生徒についても、学校の養護教諭、担任、学年主任が電話連絡や家庭訪問を行い健康状態の

把握しており、家庭訪問から医療受診へとつながるよう努めております。

昨年度の内科検診、歯科健診の受診状況ですが、小学校では内科、歯科健診ともに不登校ゼロ、病気等長期欠席者1名、合計1名、中学校では内科検診で不登校4名、病気等長期欠席者3名、合計7名、歯科健診で不登校4名、病気等長期欠席者4名、合計8名は受診できていない状況であり、学校健康診断票には未受診と記載しております。

町としては、学校の現状を把握した上で、不登校児童生徒の受診機会の確保につながる取組等を積極的に情報収集し、不登校の子供たちが安心して受診できる環境づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。本当に私聞きたかったのは、そうやって受診できなかった方が他の医療機関でやったときに、費用がかかるのか等もお聞きしたかったのですが、全て学校医ということでやっていただいているということで、保護者の方も安心してと思います。

あとは、受診をしていなかった子の中でも、まだやっていない子がいるということで、そこは親御さん、保護者の方とのちゃんとした相談の上で、その子の身体の状態というのは把握されていると思いますけれども、その点やっぱり保護者の方との連携というのは取れているのか、ちょっともう一度お聞きいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 ただいまの親子の連携が学校側で取れているのかという再質問にお答えいたします。

学校側は、先ほど申し上げましたとおり担任をはじめ養護教諭、学年主任が、本当に家庭訪問を何回か繰り返し行きながら、健康診断の重要性、そして今しかるべきときに健康診断を受けておく必要性とか、そういったことを常々家庭のご理解を得られるように努めてはおりますが、どうしてもやはりご理解を得られずに、まだ医療機関まで足を運べない状況も現実ございます。連携を深めていくためには、繰り返しになりますが、やはり家庭と学校との連絡を密にしていくということが、まず1つあると思います。

それから、もう一つこういう例もございますが、やはり無理に受診させることが難しいので、風邪を引いたとか、おなかが痛いとか、歯が痛いなどの理由によって医療機関を受診した際に、そのときに何か心配なことがあれば医師に相談していただいて、その結果を学校にも共有してもらうよう保護者の方をお願いすることもあるかと思えます。

そういうことで、手段をあまり固定化せずに、いろいろな方面から子供たちの健康診断をどう家庭と学校で育てていくかということで、共に共有すべきことは共有して進めていく必要があるかなというふうに思います。それが家庭との連携ということに大事な視点だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○向井芳文議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、マイナンバーカードの取得状況及び今後の取組についてに対する答弁を求めます。  
町民課長。

〔関口和則町民課長登壇〕

○関口和則町民課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

初めに、当町におけるマイナンバーカードの普及は着実に進んでおります。令和7年5月末では、人口7,748人に対して5,889枚の保有となっております。人口に対する保有率は、76.00%となっております。国民健康保険被保険者数は、令和7年3月末で1,688人です。対して取得者数は1,147人、普及率は67.95%、利用状況は26.32%となっております。後期高齢者医療被保険者数は、令和7年2月末で1,502人です。取得者数は885人、普及率は58.9%、利用状況は14.34%となっております。

続きまして、マイナ保険証の啓発活動につきましては、町ホームページにマイナ保険証の特設ページをつくり、トップページの「町民の方がよく見るページ」からその特設ページに飛べるようにしてあります。また、令和6年度の町の広報紙において、7月、10月、12月、1月、2月号の全5回にわたり記事を掲載いたしました。今後につきましても町の広報紙に掲載し、随時にホームページの内容の更新、また健診時にチラシ等の配布を行い、啓発に努めていきたいと思っております。

デジタル化の推進と住民サービスの向上を両立するため、今後もマイナンバーカードの普及と利活用に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。マイナンバーカードの保有率かなり大きいので、本当にほっとしております。ただ、ここから次に進む段階の、本当にマイナ保険証の率が下がっているということは、やっぱりどのように進めていくか、先ほど周知の仕方のご答弁いただきました。ただ、そこに至るまで、できる方は本当にできるのですけれども、独り暮らしの方、高齢者の方、やはりどのようにしていいかわからないという相談も私も多々受けております。そういうどうしていいかわからない人のためには、もう少し詳しい細やかな周知が必要だと思っております。そういう人たちに対してどのようにしていくのかお聞きします。

それと、マイナンバーカードとマイナ保険証について、マイナ保険証というのは、やはり医療機関とか薬剤師さん、薬屋さんの方との連携もすごく必要となります。私もマイナ保険証をやるときにどのようにしていいかわからなくて、薬剤師の方に相談して、そこでやり方を教えていただいたのですが、そのようにデジタルに詳しくない、そういう人たちがやっぱりそういうものに対して、医療機関とか薬剤師の方とかの連携も、役場のほうで連携を取っていけるのかどうか、ちょっとその2点お聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町民課長。

〔関口和則町民課長登壇〕

○関口和則町民課長 再質問に答弁させていただきます。

マイナンバーカードやマイナ保険証に不安や疑問を持つ町民の方々に対しては、きめ細かな対応が必要と認識しております。申請はしたいけれども、役場まで来られない方に対しては戸別訪問を行っております。また、申請の手続の補助も行っております。今後も未取得者への丁寧なサポートを行っていき、身分証明としての利用やコンビニでの印鑑証明、住民票取得といった利便性について周知を図っていきたいと思います。

町といたしましても、高齢者を含む全ての町民の皆様が安心してマイナンバーカードを利用できるように、個別サポートと丁寧な説明に努めてまいります。また、医療機関に対しても、健診等のときに医療機関の先生に対しての協力のほうをお願いしていきたいと思います。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○向井芳文議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文議長 次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 皆様、こんにちは。2番、関貴志でございます。議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回の質問は、大項目で2つございます。

まず1つ目ですが、バイオマス事業についてになります。バイオマス事業ですが、廃食油を使いバイオディーゼル燃料化等の有効活用を図ることにより、環境保全、ごみの減量化及び地球温暖化対策等への住民参加の取組を推進することを目的とした内容が横瀬町のバイオマス事業の要綱に入っております。昨今取り組まれておりますSDGs、自然を活用したグリーンインフラにも関係してくるものではないかと考えられます。現在いろいろなことにチャレンジをしている横瀬町ですが、環境保全の中の一つ、バイオマス事業にある廃食油の回収は平成25年に施行されており、そこから10年以上も経過しております。年間どれくらいの量の廃食油を回収し、どれくらいの量がバイオマス燃料として再利用されているのか、また今後の展望をお聞きしたいと思います。

次に、2つ目の質問に移ります。横瀬中学校の制服についてになりますが、以前中学校の制服について一般質問させていただいた際に、今後アンケート調査を行い、その上で検討していくと答弁をいただきました。現在、中学校の制服については検討委員会が設置されたと聞いております。検討委員会での進捗状況をお聞きしたいと思います。

以上が私からの質問になります。よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 質問1、横瀬町バイオマス事業の廃食油についてに対する答弁を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 質問事項 1、横瀬町バイオマス事業の廃食用油について、要旨明細（1）、年間の回収量とバイオマス燃料としての再利用は、また今後の展望はについて答弁をさせていただきます。

当町における廃食用油の回収事業につきましては、ちちぶ定住自立圏共生ビジョン及びちちぶ環境基本計画に基づき、1市4町の連携事業として進めている取組でございます。この取組につきましては、ごみの減量化、資源化を図るとともに、住民のリサイクル意識の向上や河川の水質汚濁の防止等、環境負荷の低減にもつながる事業として、2番議員ご指摘のとおり平成25年度より事業が開始されているものでございます。

事業開始当初は、BDF製造事業、いわゆるバイオディーゼル燃料の製造事業という名称で、1市4町の公用車等へ利用するために事業実施しておりまして、秩父市所有のBDF製造装置を用いまして、秩父市さんの公用車及びバイオディーゼル用の発電機、小鹿野町さんの公用車の燃料等を精製するほか、令和元年度以降は、精製しない廃食用油を有価物として業者へ引き取っていただく形の事業運営となっております。その後、バイオディーゼル燃料を使用する公用車が年々減少し、秩父市の公用車のみとなったことや精製量自体も減少したため、令和5年度以降はちちぶ定住自立圏における事業名称を廃食用油回収事業へと名称変更しまして、バイオディーゼル燃料の製造事業から廃食用油の回収をメインとする事業へ変遷してきている経緯がございます。

事業内容でございますが、町内の住民の方にご協力をいただいて回収をした廃食用油は、定期的に吉田元気村内にありますちちぶバイオマス天ぷら油リサイクル工場へ運搬をしまして、不純物などを取り除いた上で有価物として業者へ引き取っていただいておりまして、最終的には家畜の飼料やインクの原料として再生利用がされております。

また、バイオディーゼル燃料の精製につきましては、現在は秩父市さんの単独の事業として、引き続き公用車やバイオディーゼル用発電機に使用する分の精製がされているようでございます。なお、当町におきましては、この事業の開始以来バイオディーゼル燃料の公用車への活用実績というのはない状況でございます。

次に、廃食用油の年間の回収量等のご質問についてお答えをさせていただきます。なお、年度における回収量と有価物として業者へ引き渡した量、バイオディーゼル燃料の精製量の合計に差異が生じておりますが、廃食用油は精製時にバイオディーゼル燃料と副産物に分解されること、また年度をまたいでの回収時期と業者へ引渡しとの時期の差によるものですので、ご了承いただきたいと思っております。

最初に、廃食用油の年間の回収量でございますが、令和6年度実績といたしまして、1市4町合計で1万4,524リットル、そのうち横瀬町の回収量が589リットルでございました。

次に、回収された廃食用油の再生利用実績でございますが、1万800リットルが業者へ有価物として引き渡した分、いわゆる家畜の飼料やインクの原料として再生利用された分でございます。また、参考になりますが、秩父市単独事業としてのバイオディーゼル燃料の再生利用量が1,350リットルとのことでございます。これを5年前の令和2年度実績で見ますと、廃食用油の年間の回収量が1市4町合計で1万5,166リットル、そのうち横瀬町の回収量が434リットルでございました。回収された廃食用油の再生利用実績につきましては、9,000リットルが業者へ有価物として引き取っていただいた分、バイオディーゼル燃料としての再生利用量が1,850リットルでございました。

次に、当町における回収量で見ますと、令和2年度の回収量が先ほど申し上げました434リットル、令和3年度が421リットル、令和4年度509リットル、令和5年度832リットル、令和6年度589リットルということで、年度ごとに若干増減があるものの、新型コロナの影響があったと見られる令和2年度、令和3年度が400リットル台、令和4年度以降は毎年度500リットル以上の回収量となっており、コンスタントに回収にご協力いただいている住民の方がいらっしゃる状況でございます。

次に、当町における今後の展望についてのご質問でございます。廃食用油の回収事業につきましては、ちちぶ定住自立圏全体で見たとところ、回収量が横ばいあるいは若干減少傾向にあります。当町における現状を見ますと、定期的に役場へ廃食用油を持ってきていただいております住民の方や、この事業開始以来継続してずっとご協力いただいている住民の方もいらっしゃる状況でございますので、当町といたしましては引き続きちちぶ定住自立圏の1市4町の連携事業として廃食用油の再生利用を推進し、さらに回収量を増やしていきたいというふうに考えております。

そういう中で、当町の課題としましては、ここ数年新しく横瀬の住民になられた方や、この事業の存在自体知らない方などへ普及啓発を行いまして、新規にこの事業へご協力をいただける方を増やしていきたいというふうに考えておりますが、ここ数年は少し住民への周知が足りない部分もあったのではないかと、いうふうに分析しております。

また、現在は回収場所が役場のみとなっております。役場までの距離が遠い住民の方にはご不便をおかけしている状況となっております。このような点を課題として捉えまして、今年度、町ホームページやSNSにおける情報発信、また町内における各種イベント等の機会を捉えてのPR活動の実施などを通じまして、廃食用油回収事業の普及啓発に力を入れていくとともに、回収場所の増設にも取り組みまして、住民の皆様の環境意識の向上と自発的なご協力をさらに促していきたいというふうに考えております。

答弁以上になります。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。今回回収量については、基本的には横ばいに近いのかなというところ、令和5年度に関しては832リットルということで少し多めではあると思うのですが、ただやっぱりこれは自然環境を守るためにすごく必要な内容かなというところがあります。ただ、先ほど答弁にあったとおり、ちょっと住民に対しての周知が弱いかなというのが正直思っていた部分ではあります。その中で、横瀬町内の飲食店であったりとか、あとはイベントなどで、台湾祭々とかもそうなのですが、そういったイベントの際、やはり揚げ物を使っている店舗さんが非常に多かったかなというイメージもあるのですが、そういうところに対しても周知というのを今後行っていくかどうかというところと、あと併せて先ほど回収できる場所を少し増設ということも考えていたという話だったと思うのですが、具体的にどういった場所というのがあれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 2番議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、回収量をさらに増やしていく方策ということで、飲食店やイベントなどを捉えて油の回収量を増やせないかというご質問でございます。現在もよこぜまつり等のイベントのときには、町内のボランティア団体さんが使いました油について回収をしているような状況でございます。ここの取扱い、飲食店どこまでが境目というところが難しい部分もあるのですが、事業系の油については一部産業廃棄物扱いになってしまうところもありますので、その辺ちょっと町のほうですみ分けをさせていただいて、さらに回収量を増やすべく団体さんに呼びかけたりして周知をしまして、回収量を増やす努力をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目のご質問でございます。増設の案でございますが、これまだ町内各施設においてもちょっと了解を取っていないところであるのですけれども、一部芦ヶ久保地区で例えば活性化センターですとか、あと役場だけでなく例えばA r e a 898町民会館、あの辺のいわゆるちょっと密集してイベントを開かれるような辺りに入れて回収場所が可能となることがあれば、設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

答弁以上になります。

○向井芳文議長 再々質問ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。なかなか難しいところもあるとは思いますが、ぜひ環境を守るためにということで、引き続きこの事業は続けていただきたいというところがあります。

最後に、1点だけちょっとお聞きしたいのですが、これは町長になるのですかね、今後自然環境を活用した、恐らくグリーンインフラに取り組んでいくのではないのかなと私は思っているのですが、その環境対策として自然可能エネルギーを取り入れた事業というのを今後何か取り入れていく、または行っていくというようなお考えはあるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 2番議員さんからの再々質問についてお答えします。

質問の内容について、今後の再生エネルギーの活用についてのご質問でございます。今回2番議員さんのご質問の中でも、バイオマス事業はSDGsやグリーンインフラに関係してくるのではないかというご指摘がありましたけれども、これはご指摘のとおりでありまして、特にSDGsに掲げられております持続可能な開発目標17項目の一つに、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」という目標が掲げられております。さらに、エネルギーに関する5つの達成目標の一つに、再生可能エネルギーの使用を大幅に増やすことというのが掲げられております。

当町といたしましては、バイオディーゼル燃料の活用とは別の分野になると想定しておりますが、今後バイオマス、また再生エネルギーの活用について、当町で活用できる再生エネルギーがあるのか調査研究をしていきたいというふうに考えております。

令和7年度の当初予算における町長の施政方針におきましても、再生エネルギーの活用に向けての検討

などという方針が盛り込まれております。この点について、新しくできました環境課の課題として捉えまして、令和7年度を通して横瀬町に適した再生エネルギーの活用方法などについて、先進事例など調査研究を継続していきたいというふうに考えております。その上で、横瀬町に適した再生エネルギーの活用方法がある場合には、今後の事業へ取り入れていく方向に向かっていければというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干補足をさせていただきます。

まず、廃食用油の回収事業です。先ほど担当課長から説明があったように、令和元年を境目に変更しました。有価物として売却するための事業になります。もちろんこれは、環境負荷の低減や住民の皆さんの意識啓発につながるもので、しっかり続けていきたい事業ではありますが、一方で悩ましいのは、本当に環境に優しいかどうかというところは実はちょっとあって、廃食油を集めて車で持って行って精製して売却するのです。結構その工程に係るエネルギーの負荷は発生してしまうというのは、やむを得ないところです。ですので、万能ではないです。これを位置づけていけば環境がよくなるというものでは、残念ながらないです。しかしながら、事業としての意義があるので、続いていくというふうに認識をしています。

再生エネルギーの利活用については、環境課をつくったタイミングということもあり、様々なことを検討していきたいというふうに考えております。今年度の取組といたしましては、幸いなことにUBE三菱セメントさんにも非常に興味を持っていただいている分野でして、一緒に勉強会を始めていきたいと思います。今になっておまして、この議会の終了後、広範に様々なことを勉強し、検討するというのを、勉強会からスタートするというのをUBE三菱セメントさんとやる予定にしています。

町としては今後、今もなのですが、50年とか100年とか、この町の長いスパンでの未来を考えたときに、ここから始めていく環境への取組って非常に大事だなというふうに思っていますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬中学校の制服についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、質問事項2、横瀬中学校の制服について答弁させていただきます。

まず、令和6年6月議会定例会において、関議員から中学校の制服について一般質問をいただきました。その際、アンケートを行うと答弁いたしております。また、ほかの議員からも学校生活についてのご質問がございましたので、それらを併せてアンケートを実施いたしました。令和6年11月から12月にかけてアンケートを行い、令和7年3月に結果を取りまとめ、報告書を作成いたしました。この報告書につきましては資料として提出してございますので、内容等については後刻ご確認ください。

さて、横瀬中学校制服検討委員会につきましては、小中学校の学校運営協議会長、PTA会長及び役員、両教頭、生徒指導主任並びに横瀬中学校長及び教育委員会指導主事の計13名で、令和7年3月28日に第1回目の会議を開催しております。本委員会の開催趣旨といたしましては、現在制服を取り扱っていただい

ている町内2店の洋品店から、今後制服取扱事業から撤退の意向である旨のご連絡をいただき、その対応を協議するというものでした。タイミングよく制服に関するアンケート結果も出ておりましたので、それらも踏まえ検討していただきました。結論といたしましては、令和9年4月の新入学生、今の小学5年生から新制服を導入するというので決定していただきました。

検討委員会の決定を受け、先月5月末に市内にあります百貨店のご協力いただきまして、学校制服の製造業者宛てに制服の見直しに参加希望があるかを周知いたしました。まずは、企画書等を提出していただくこととし、その期限を6月30日といたしました。

今後のスケジュールですが、今年9月末を目途に第2回目の検討委員会を開催し、希望業者にプレゼンを行っていただき、業者を数社選考したいと考えております。その後、11月の教育月間に合わせまして、試作品を小中学校に展示し、児童生徒、保護者、教職員等に見て、触れていただき、アンケートを実施し、12月末を目処に集計したいと考えております。そして、令和8年2月末を目処に第3回目の検討委員会を開催し、業者を決定したいと考えております。

近日中、これらのスケジュールにつきましては、学校を経由しまして保護者の方々に周知をしたいと考えております。また、業者決定以降、順次制服の採寸、製造を行い、スムーズな移行を目指すところでございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 すみません、再質問というよりか、ちょっと要望になるのですけれども、先ほど次長のほうからも保護者に対しての周知というお話があったと思うのですけれども、ここは結構保護者のほうからも、いつまでという話であったりとか、どうなるのなんて話もやっぱり多いので、そういったところというのを密にではないのですけれども、しっかりと周知していただきたいかなと思います。やはりこれ周知がちゃんとできていないと、ちょっとトラブルではないのですけれども、そんなの聞いていなかったなんていう話がまた出てきてしまうと思いますので、ここについてはしっかりと話ししていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○向井芳文議長 答弁はよろしいですか。

以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

ここで休憩にいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午前 2時15分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○向井芳文議長 日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度有限会社果樹公園あしがくぼ経営状況説明書を作成しましたので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 報告第2号の細部説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している法人、有限会社果樹公園あしがくぼから経営状況の報告を受けましたので、提出書類に基づき説明をさせていただきます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症からの脱却による遠方への旅行、観光の再開といったことにより、有限会社果樹公園あしがくぼの売上げ改善に向けた兆しについて報告をさせていただきました。ただし、令和5年度決算は原材料費の高騰、水道光熱費や人件費といったコストの大幅な上昇といった要因によりまして、1,707万4,725円の赤字決算となりました。

令和6年度は、燃料費や人件費の増、世界経済の不安定など、継続する物価上昇の影響を受けておりますが、食堂メニューに係る販売価格の見直しや生産農家、事業者等の販売手数料の見直し、各イベント実施に伴う来客の確保、また徹底した在庫管理など、社員の経営努力などによりまして238万6,721円の黒字決算となりました。

初めに、2ページ進んでいただき、1、施設利用者数一覧表を御覧ください。この表は、各施設の施設利用者に係る令和5年度と令和6年度の比較表となっております。レジを利用したPOSシステムによる集計データとなっております。この表の右下、利用者数計の欄が道の駅全体の利用者数でございます。令和6年度の利用者総数は52万2,862人で、前年度比1.5%のプラス、7,721人の増となりました。利用者数増の要因としましては、12月から2月にかけて天候が安定していたことに加え、寒波の影響もあり、あしがくぼの氷柱の営業が安定して実施でき、来場者が増えたことによります。道の駅食堂の営業時間も、土日祝日は16時までの営業時間を17時30分まで、直売所の営業時間は、土日祝日17時までの営業時間を18時30分まで延長し対応したことでお客様を呼び込む流れをつくり、利用者数の増につながったものでござい

ます。

次のページの2、主な行事概要につきましては御覧のとおりですので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、3、決算報告書でございます。決算報告書を御覧ください。次のページ、貸借対照表でございます。この表の右下、負債及び純資産の部合計とございますが、有限会社果樹公園あしがくぼの資産合計は1億1,840万3,752円となっております。このうち純資産の部合計は7,969万3,053円で、自己資本比率は67.3%となり、引き続き財務状況が良好であることが分かります。この純資産の部合計額につきましては、下側にページ数がございますが、4ページにございます株主資本等変動計算書の一番右側の欄下側、当期末残高と一致する金額となっております。前年度比2.4%のプラスとなっております、引き続き十分な株式資本を保有していることが分かります。

続きまして、2ページ戻っていただきまして、損益計算書でございます。下側の欄外に総売上高が記載されておりますが、令和6年度は4億9,454万9,430円となり、過去最高の売上高となっております。

この表の右側の欄を御覧ください。売上総利益は2億1,854万3,328円、販売費及び一般管理費については2億1,627万7,626円で、差引きにより226万5,702円の営業利益となっております。営業外収益、営業外費用、税金を加減し、最終的に当期純利益は238万6,721円となりました。この上のほうの純売上高においては、主に飲食売上高、ここでは食堂飲食売上高と水辺飲食売上高に分かれて記載がございますが、両売上高で1億1,105万3,970円となり、売上げ全体の36.1%、加工品売上げが6,432万6,147円で20.9%、受託販売手数料が6,266万1,454円で20.4%を占めております。

次に、販売費及び一般管理費については、次の3ページを御覧いただきたいのですが、主に委託人件費も含めた人件費全体が1億1,022万6,966円で全体の51%、地代家賃が2,160万円で全体の10%、水道光熱費が1,730万7,605円で全体の8%を占めております。

次に、4、人員・給与等の状況でございます。これにつきましては、人員や給与の状況についての概要の説明が必要とのことでしたので、今回新たに追加させていただいたものになります。最終ページを御覧ください。社員等人員の状況や職務内容、給与の状況等について説明をさせていただいておりますので、内容についてご確認をいただきたいと思っております。

令和6年度は、令和5年度の赤字決算からの脱却を目指し、自社加工品や食堂メニューの値上げ、生産農家、事業者等の販売手数料率の見直し、仕入れ食材に係る原価をできるだけ減らす取組を行ってまいりました。また、在庫管理を徹底し、無駄をできるだけなくす取組を社員一同徹底して行ってまいりました。来期につきましてもこの流れを継続し、施設としてのさらなる魅力を高め、安定した収益の確保、さらなる施設利用者数の増に向け、積極的に取り組んでまいります。

道の駅果樹公園あしがくぼは、地元に着した道の駅でありながら、交流人口の確保を図り、訪れる方がいつでもほっとするような居心地のよい空間づくりを目指し、誰からも愛される道の駅を目指しております。また、あしがくぼの美しい自然と豊かな地元の味わいを生かし、訪れる皆様に特別なひとときを提供し、同時に地域社会に貢献、共に成長していくことを会社のミッションとしております。

有限会社果樹公園あしがくぼからは、会社全体の質を高め、令和7年度事業収支予算等の目標達成に向け掲げたミッションを社員全員で共有し、成長を図っていくといった報告を受けておりますことを申し上げ

げ、報告第2号の細部説明といたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 1つ質問させていただきたいのですが、ここにあります総売上高が4億9,454万9,430円となっています。これに対して、損益計算書の中の純売上高が3億744万7,704円というのがここに明記されていますけれども、金額的にかなりの差が出ていますが、これは受託販売手数料のみで計上してある、ここにある6,266万1,454円というのがありますが、この金額が道の駅に入ってきている金額で、このほかの売上げされた金額は個人の下に送られるという解釈でよろしいのですか。そういう質問なのですが、よろしいですか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

総売上高というのは、有限会社果樹公園あしがくぼの全ての売上げでございます。先ほど議員からおっしゃられたように、受託販売手数料につきましては道の駅のほうに入ってくる手数料のみでございます。例えばでございます。地元農家の方が野菜を出して1,000円だとします。そのうちの、地元の方なので手数料率は15%ですので、150円が道の駅に入るわけでございます。その150円の手数料の積み上げが、この受託販売手数料でございます。ですので、総売上高というのは全ての、全部の売上高ということでご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 再質問はございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 今後の展開を含めてお伺いします。

まず、この道の駅、過去最高の売上げで238万円の黒字を出したということで、大変喜ばしいことだと思います。そして、施設利用者の一覧を見ますと、パーベキューと体験交流施設の食堂、ここで利用者数が前年度より少なくなっているのではないかと読めるのですが、要は魅力があまりない、あるいは1回体験してしまったので、もういいやというようなことで、てこ入れをするような必要を感じております。パーベキューでリピーターが来ないというような状況になりつつあるのは、コストバリューというのですか、利用料金に対して食材がプアだったとか、そのような思いがあるのか、あるいは利用料金そのものが高価であるか、いろんな要因があると思うのですが、どっちにしてもリピーターが少なくなり利用者数が減というのは改善の余地があると思っておりますので、思い切ってなくしてしまうという手も選択肢としてあると思っております。

また、交流館につきましても、道の駅のメイン、活況があるというのは、やっぱり農産物の販売所であると単純に思いますので、そちらを広げて食堂を奥に引っ込めるとか、将来の展望を考えていかないと、このまま最高益を上げて赤字に転落する要素というのは、もうこの数字で見えてきております、リピー

ターを絡めて。そのようなことも含めて、今後の戦略について町長、何か構想がありましたら伺いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 今後のということでご質疑いただきましたので、答弁させていただきます。

まず令和6年度は、これは現場の職員が本当に頑張った成果だなというふうに思っています。最後は、氷柱のところの追い風があったので、1月、2月の数字がとてもよかったというところが効いたのですけれども、ここのところのコストの上昇を何とかクリアして、このままよい基調でできるのでないかなというベースが築けた期だというふうに認識しています。

その中で、幾つかもちろんおっしゃるとおりで課題があって、まずバーベキューなのですが、バーベキューはリピーターが減ったというよりも、むしろ営業機会をあまりつくらなかったというのが令和6年度だったと思います。これは、例えばバーベキューはシルバー人材センターの方にお手伝いいただいたりとかという要因だったり、あと天候要因もあったり、あともろもろあって令和6年度はあまり他の部門に比べて、ここにマンパワーや機会を割けなかったというのが大きい要因かなと思います。ここは少しやり方を工夫して、今期以降はやっていこうかなというふうに思っています。これが1つ。

それと、今後のでいきますと、議員ご指摘のとおりで、果樹公園あしがくぼは限られたスペースで運営しているのですが、そこが一番いい形で組み合わせるとというのが大事かなと思います。というと、今でいくと例えば食堂と体験コーナーとかぶりがどうかとか、もう少し違うテイストのものを持ってきたほうがいいのではないかとかという議論はあっていいかなと、そうするって決め打ちすることではなくて、あまり組合せの固定観念にとらわれないで、前提条件外してみんなでもう一回考えてみるというのは必要かなというふうに思っています。あとは機能、テーマとして例えばドッグランをつくったらどうかとか、様々発展性はあると思っていますので、その辺はしっかりやっていきたいなというふうに思っています。

あと、今期に関していうと、これ今人員の報告をさせていただいたのですが、正規職員が7人から6人になっています。その体制で、今令和7年度の運営がスタートしてきていまして、何とかここまでは回ってきており、ここから先も原材料の値上がり傾向や人件費の上がり傾向は続いていくと思いますので、そこを意識しながら、それでもしっかり利益が出て、持続可能性が確保される道の駅、かつ一番大事なのは地域に貢献することだと思いますので、地域に貢献し続けられる道の駅をつくっていききたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 答弁ありがとうございました。将来に向けての構想ということで、大変貴重な意見、お話を伺うことができましたと思います。ありがとうございます。

私個人的に、もうちょっと突っ込んで心配事を申し上げさせていただくと、県の補助金を使って水辺のカフェでしたか、それとかパンの販売所ですか、個別の建物になっています。あれはあれで、造ったとき

は広がったので、よかったと思ったのですが、この6名の体制でやっていく中で、人員がばらけてしまう、それから買うほうも別の建物に行かないと買えない、そういうような不便性も当然見えてきてしまいました。

そこで、県の絡みもあるのだと思いますが、それらを一つ一つクリアして行って、広く1か所で楽しめるようなスペース、こういう方向に改修して行っていただくのが使いやすくなる道であると思います。たればの話が多いのですが、町長お考えをお伺いしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ありがとうございます。議員のご指摘とほぼ似たような問題意識を持っています。大きくいうと2つですか、1つはいわざくら館の脇にあずまやがあって、奥との動線が途切れがちという部分、奥が見えにくいという部分と、それとやる側からすると、いわざくら館は加工品の売場なのですが、製造場が遠いです。一番奥で作って、みんなカートで商品運ぶのですけれども、これが本当はライブ感を持って、できて出すができたらいいかなというふうに思います。

それと、もう一つ課題でいうと、川の対岸にある観光協会とのシナジーもまだ弱いと思います。これは、議会でも何回かご指摘いただいているところなので、その辺は含めて、これでよしではなくて、よりよいスペースの配置、よりよい道の駅ということをつくるということで、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ありますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 1点お聞きをしておきたいと思います。

この道の駅ができてもう20年ほどたつのですけれども、これからだんだん担っていく人たちが高齢化したり、あるいはなくなったりするわけなのですけれども、今後そういった方面をさらに強化していかないと、この道の駅も大変だなという気がします。そういう中におきまして、連休のような混むとき、実は直接町ではないのですけれども、特に女子のトイレだけえらい混んでいるのです。やはりそれを何とか県のほうに考えてもらって、女子トイレをもうちょっと広げてほしいなという気がするのですけれども、その点については県のほうにぜひ要望していただきたいなと思うのですけれども。

あと、駐車場の使い方についても、今第2駐車場もありますから、それも含めて駐車場の使い勝手のいいような案内ができればと思っているのですけれども、その点をぜひ要望しておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず担い手、やっぱりこれ業種柄もあるのですけれども、なかなか人手、マンパワーの確保は継続的に頑張っていかなければという状況です。

一方、令和6年度は少し、若干ですけれども、好転しまして、何人か新しい方に来ていただくということもできており、それとパートナーさんの平均年齢は、令和6年度少し下がりました。ということで、引き続き働く場所として魅力的というのをやっぱりしっかりつくっていく、出していくということは大事なかなというふうに思いますので、やっていきたいなと。

それと、女子トイレが混んでいるというところ、まず状況を確認してみたいと思います。駐車場は、ピークシーズンはもちろん混んで割とぱんぱんになりますので、トイレと駐車場については、状況をよく確認した上で、要望すべきことは県のほうにお願いをしていきたいなというふうに思います。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 利用者を増やすために、営業時間を延ばしたというお話があったかと思うのですが、その営業時間を延ばすことによって、その分例えばパートさんを増やしたのか、それとも今いる人たちにもう少し頑張ってくれということで、現状の人数のまま営業時間を増やしたのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

聞いておりますのは、現状のシフトで対応したということで聞いております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 ありがとうございます。その中で、今いるメンバーで過去最高の売上げを出したというところになると思うのですが、それに合わせてパートさんの給与、社員さんの給与というところで賞与、残業代、通勤手当を除くということで括弧であると思うのですが、この賞与というのは皆さんそれなりに頑張っていたというところもあると思うのですが、これは前年度よりも少し色をつけて増やしたというところはあるですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

賞与につきましては、販売費及び一般管理費、3ページを見ていただきたいのですが、昨年度と比較しまして240万円ほど減額しております。こちらのほうは、昨年度の赤字決算を踏まえまして、社員に実績に応じた少し我慢をしていただくということで支配人を中心に考えて、このような結果にしたものでございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 若干補足します。まずパートナーさんについては、最低賃金の上昇等に伴って上昇傾向に

あろうかと思えます。それと、社員に関しては基本給は基本的には昇給をしています。一方、令和6年度に関しては、残業は少し減ったと思えます。それと賞与に関しては、役場とは違ってこれやっぱり事業をしていますので、ある程度その業績との連動は必要になるという考え方があり、前半年の業績等を踏まえて支給をしています。ということなので、令和6年度中はまだ数字的には水面下にありましたので、金額的には抑えられていたと思えます。ただ一方、今年度はこれから上半期の賞与になるのですけれども、それはこの前の業績は反映される結果になると思うので、金額的には増えようかなというふうに想像しています。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 それともう一点なのですけれども、先ほど正社員が7名から6名に減ったというところで、これに対してもまた業務量というのは恐らくどこかにしわ寄せが行くのかなと思うのですが、ここについては誰かがやっていくものなのか、またそれとも新たな方を雇っていくのかということかと思うのですけれども、お願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 人数、7人から6人のところですが、退職しました職員の担っている仕事は、現場の仕事ではなく対外的な農家さんとのつなぎだったり、あるいはこれから収益化していくとか、太くしていく部分の新しい分野の開拓だったりというところをやっていたので、その業務のウエートを調整するというので、6人とパートナーさんで現場は回せるというふうに考えています。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第5、報告第2号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のとおりご了承承願いたします。

---

◇

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○向井芳文議長 日程第6、報告第3号 株式会社ENg a WAの経営状況についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、報告第3号 株式会社ENg a WAの経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度株式会社ENg a WA経営状況説明書を作成いたしましたので、別紙のとおり提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

たします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 報告第3号の細部説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している法人、有限会社果樹公園あしがくぼから出資を受けている株式会社ENg a WAについて経営状況の報告を受けましたので、提出書類に基づき説明をさせていただきます。

株式会社ENg a WAの経営、運営の取組については、前期に引き続き横瀬町に新たな経済循環と価値循環をつくり出すことを念頭に、食と農を中心とした地域資源の活用と、それらに関連する地域コミュニティの活性化による企業価値の向上に努めてまいりました。

初めに、2ページ進んでいただき、1、施設利用者数一覧表を御覧ください。チャレンジキッチンENg a WAと駅前食堂の2つの施設の利用者数となりますが、この数字はレジのカウント数を集計したものととなっております。右下に令和6年度利用者総数がございますが、令和6年度利用者総数は2万2,153人で、前年度比19.1%のプラス、3,551人の増となりました。チャレンジキッチンENg a WAでは、7月から9月にかけてかき氷の提供をしたり、ビアガーデンの実施により利用者を十分に確保したこと、また駅前食堂についてはモーニングの実施や店頭でのコーヒーの提供、業務の効率化で稼働率を高めたことなどの取組が結果として現れたものであります。

次のページでございますが、2、主な行事概要でございます。令和6年度の行事概要については御覧のとおりですので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、3、決算報告書でございます。次のページの貸借対照表を御覧ください。この表に記載のありますとおり、株式会社ENg a WAの資産合計は3,365万6,877円でございますが、そこから負債の部合計を差し引いた純利益の合計は1,697万2,951円となっております。自己資本比率としては50.4%となっており、50%を超えているということで財務状況は良好であることが分かります。この純資産の部合計額につきましては、下側にページ数がございますが、4ページにございます株主資本等変動計算書の一番右側の欄下側、当期末残高と一致する金額となっております。前年度比では103.1%のプラスとなっており、ほぼ倍となっていることから、利益により資金力も安定し、財務的には好調であると言えます。

続きまして、戻っていただきまして、損益計算書でございます。右側の金額欄を御覧ください。ほぼ中央に売上総利益がございまして、売上総利益は8,819万193円、その下、販売費及び一般管理費は7,752万6,583円となっており、差引きにより営業利益1,066万3,610円でございます。営業外収益、営業外費用、税金を加減し、最終的に当期純利益は861万6,018円となりました。前年度純利益が23万3,525円ですので、838万2,493円の大幅な増額となっております。

この損益計算書にあります純売上高では、駅前食堂の売上げ、キッチンENg a WA、宿泊施設の売上げのほか、その他売上高が7,197万6,488円と多くを占めております。その内訳としては、ここにはございませんが、地域おこし協力隊関連売上げが全体の4分の3を占めております。そのほかに、独立行政法人国際協力機構からの研修費、イベント出店売上げや芦ヶ久保駅前アスタバでの氷柱時期における売上げ及

び自販機の売上げなどが該当いたします。

次に、販売費及び一般管理費においては、3ページを御覧いただきたいのですが、主に人件費が4,493万6,833円で全体の58%、租税公課が605万5,250円で7.8%、支払委託費が520万2,236円で6.7%、水道光熱費が437万6,471円で5.6%を占めております。

次に、4、人員・給与等の状況でございます。4ページ進んでいただき、最終のページでございます。これにつきましては、さきに説明をさせていただきました有限会社果樹公園あしがくぼの報告同様に、人員や給与の状況についての概要説明として、今回新たに追加させていただいたものになります。社員等の人数や職務内容、給与の状況等について説明をさせていただいておりますので、内容についてご確認いただきたいと思っております。

令和6年度は、駅前食堂、キッチンENg a WAの売上げを順調に伸ばしたことに加え、地域おこし協力隊インターン生や独立行政法人国際協力機構研修生受入れに伴う受託費の収入などによりまして、利益を大幅に伸ばすことができました。来期につきましては、道の駅果樹公園あしがくぼや周辺施設との連携によりまして、相乗効果を生み出すことで経営活動のさらなる魅力を高めていくことを目標としております。また、注目となる商品の開発にも取り組んでまいります。さらに、企業、大学の合宿やインターン生の受入れに伴う研修の実施、滞在場所としての宿泊事業を計画的に実施し、研修受入れ、飲食業の3者が適正に循環する仕組みをつくってまいります。

株式会社ENg a WAからは、令和3年9月の創設以来、今回で第4期となる決算報告を受けており、地域おこし協力隊関連売上げが含まれてはおりますが、過去最高の黒字決算となりました。これまで積み上げてきた実績を生かし、体制をさらに強固なものとする中で、その魅力をこれまで以上に高めてまいります。今後もチャレンジを続けることで、横瀬町の魅力をさらに高めていくといった報告を受けておりますことを申し上げ、報告第3号の細部説明といたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 新年度に入りまして、駅前食堂へ3回ほど伺いました。たまたま火曜日の日に、どこの店もやっていなかったと、それでは駅前食堂へ行ってみようということで友達と伺いました。そうしたところ、夜間営業ということで火曜日で物すごく混んでいて、こんなに若い人が横瀬町にいたのかというぐらい感じました。ということで、一緒に行った方が、こんなすばらしい施設があるのだったらもっと宣伝したほうがいいのではないかと、行っている人が限られているのではないかと。町の方、あるいは地域おこし協力隊の方に限られて、その仲間と一緒にいるのだったらもっと町内に宣伝して、せっかく頑張っている姿を見ていただくのもいいのではないかなと、それが私の感想です。

あと、4ページの最後のページになりますけれども、社員、PA、人員数がおりますけれども、社員数については地域おこし協力隊の方がこちらにカウントされているのでしょうか。この辺を教えていただきたいなと思っております。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

4、人員・給与等の状況の中の社員の人員数でございます。社員数12名の中に、11名は地域おこし協力隊でございます。1名は、社員として勤務しているものでございます。

あと駅前食堂の7人につきましては、アルバイトとして勤務している者でございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○浅見 聡振興課長 失礼しました。先ほどのPRでございます。これからいろいろと、もう少しPRの活動には励んでまいりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 振興課長さんより、PRに努めたいという話を聞きました。ぜひとも町民の方に、地域おこし協力隊の皆さん、あるいは関連する方々が頑張っている姿をぜひ見ていただきたいなと思います。また、安価でおいしいものが食べられますので、この辺についても宣伝していただきたいなと思います。

単純な質問ですが、こちらの方は調理師とか栄養士とか、そういう資格はお持ちなのでしょうか。お願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質疑に答弁させていただきます。

大変申し訳ございませんが、ただいま資格のほうにつきましては今資料がありませんので、後日資料にて提出させていただきます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ENg aWAが始まってしばらくたつのですが、利益がたくさん上がってきたということで喜ばしいことだと思います。

ここで、当初の目的であった横瀬町特産品の開発、これについてお伺いします。横瀬町の農産物等を使った特産品の開発状況はどのようになっているか。そして、その商品が一般的に知名度を広げていって、ふるさと納税の対象ぐらいになってほしいわけなのですが、そこまでいっているかどうか、もしいっているとしたら金額的にどの程度の貢献があるか教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁します。

特産品の開発は、順次進めてきています。まだ量的にたくさん生産していく、いわゆる量産するということまではなかなかいっていないかなというふうに現状認識をしています。そういう中で、幾つか特徴的な製品づくりができてきていると思っています。例えば「まごぶどう」というのを昨年から作っています。これは、町内の耕作放棄地になるブドウ畑にENg aWAが入ってブドウを育て、「まごぶどう」という名前で売っており、100万円以上は「まごぶどう」で売ったかなというふうに思います。例えばそんなのだったり、あるいはユズの不整形品を農家さんから安く仕入れて作ったユズのサイダーだったり、あるいはユズこしょうだったりというものは、駅前食堂の販売等では販売実績はできてきています。ただ、やっぱり量を、どうしても横瀬町の農産品ということになりますと、ボリュームがなかなか確保できません。そここのところは少し工夫が必要ですので、今のところは量産するというよりも、場で使ってその場の魅力を高めていくといえますか、道の駅では売ったりはするわけですけれども、あと駅前食堂に行けばそれが食べれるとか使えるとかというところは少しずつできてきているかなというふうに思います。

あとは、そもそもある横瀬の産物で、例えばお茶だったり紅茶だったり二次加工品みたいなところは様々なバリエーションで工夫はできてきているかなというふうに思っています。

ENg aWAは、当初3つの「EN」をつくるということで、縁側のえにしを結ぶの縁の輪をつくること、それから応援の輪をつくるの応援の援、それから稼ぐというお金の円をつくるという3つの「EN」をつくるというのがENg aWAのミッションなわけですけれども、3つ目のお金の循環をつくるは、まだまだこれからだなというふうに現状認識をしております。

以上です。

○向井芳文議長 質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。そもそも当初の目的であった新商品開発、横瀬の特産品、これの取組が私非常に弱いというか、成果があんまり見られないと思っております。せっかく地方交付税を回して大量の人数を投入しているわけなので、投入できるうちにここをしっかりと固めていかなければいけない、ただ単に売り子であってはいけないと思っております。

この開発に対する力の入れようの比率を変えていただきたいと思いますが、お考えはございますか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 なかなか悩ましいところでして、やっぱりどうしても6次産品で限りますと、町の農業の規模が最後の限界になってしまうというところはあると思います。ですので、ちょっと違うものでないと、少なくともスケールはなかなか難しいかなと。今どの分野にということになりますと、例えばソフト分野、今L a b横瀬もENg aWAが直接やるようになりました。それから、舎場シンワもいい稼働状況になっておりまして、例えば研修受入れはもっと幅広にできるはずですよ。横瀬町は、様々な研修に来ていただいたりとか、あるいはセミナーで使っていただく機会はたくさんありますので、この分野をソフト事業として伸ばしていくとか、そこに宿泊を絡めるとかという部分は一つ伸び代かなと。あとは、先ほど若林議員にも言っていたのですが、駅前食堂はずっと右肩上がりで伸びています。これモーニングと夜の時間があるから伸びているでもあるのですが、お昼もずっと伸びてきています。こういう魅力的な場を増や

すというところは、まだまだ伸び代かなというふうに思います。なので、特産品は量はないけれども、そういう場所に行けば魅力的な特産品が食べられるとかというのは、割とイメージはしやすいかなと思います。

いずれにしろ、幾つかのことを組み合わせていくというのがやっぱりちょっと必要なと思っていて、なかなか町にある農業をベースにして、その産品で本当に稼ぐ経済循環をつくるのはかなりハードルは高い。だから、様々な合わせ技で組み合わせていって、町の付加価値につなげていくというようなイメージを持って、これから先はやっていくのだろうなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 新井鼓次郎議員と同じような視点なのですが、当初の目的が、ふるさと納税の返礼品に対するということで、それも一つの目的として、さっきの3つの「EN」というのは僕初めて聞いたような気がするのですが、僕が聞き逃していたのかもしれないですけれども、その部分が弱いなと思ったのですが、もう当初ふるさと納税に関しては横瀬町の状況を考えると、1次産業というか、農業も、それから畜産も、あるいは海ではないですから漁業もって、そういうのがその地場で取れたものを返礼品にできるという要素がほとんどないわけです。横瀬産といえば石灰岩みたいなだけですけれども、石灰岩では無理だということです。だから、僕も視察結構したのですが、北海道なんか行くと羨ましいなと、これはそんなに盛んではないけれども、農産物もあるし、メロンだとかいろいろあります。乳製品もあるし、畜産もある、あるいは海が近ければ海産物もあると、ふるさと納税の返礼品の競争になると、どうも横瀬町はちょっと弱いというか、ほとんどゼロに等しいって前から思っていました。だからといって努力しないというのは、それもおかしいなと。実は町長、遠慮して言わないですけれども、今日の埼玉新聞を見た人はいますか。埼玉新聞に、要は売るものはないけれども、心ですよ、もてなし、武甲山、今日僕ちゃんと読んでこなかったのですが、50万円以上寄附すると町長さんが直接案内するというようなことを書いてありました。僕は、発想の転換ですごくいいと思います。だから、横瀬のそういう無形の財産というものをちゃんと提供するからということ、やっぱり観点を変えてやれば、地域協力隊の人もいろんなところに行って、今回も武甲山の、世界の山を行ったという方も来ているから、そういう知恵を絞って逆にやったらいいのではないかと。この間ネットで見たら、武甲テラスとかできたのですか、何か分からないけれども、載っていました。結構高額な1部屋優先でという、そういうものをせっかくですから、そのできた方も営業努力も必要でしょうけれども、そういうのに返礼品のインセンティブを与えてあげるとか、若い人が起業したことについて、利用面についてもそういう応援するような意味で返礼品の項目に挙げるとか、そういうことも面白いのではないかなって僕思いました。だから、今日の新聞見て、町長は発想の転換をしたのかなとすごく感心していたのですが、そういう方向性もあるのではないかなというので、ぜひ今の横瀬町にいるスタッフの総意で、特にEN g a WAの人たちもそういう意欲を持って発案してもらうような方向性、物だけではなくて。物はすごく大変です。ここに例えば今治というタオルの生産地があれば、そのタオルを返礼品にすればって、もう有名ですからネームバリューもあるということで、そういうことがあって、工場もあって量もはけるというのだけれども、今富田町長言ったよ

うに横瀬は量的なことも結構クリアできないしということになると、やっぱり町長が武甲山を例に出したようにそういうものも、もしそういう寄附が勧誘できるようなものを考えれば来るのではないかなと思います。お金持っている人もいるのです。経費を使わなくてはだから、税金のためにというのがいて、それ高額でも出す人いるのだなというのは、ちょっとある知り合いから聞いて、そういうことを思いました。だから、50万円というのもいるけれども、20万円したら旅館に泊まれるとか、そういう施設に泊まれますよみたいな、あるいはこういう体験ができますよみたいな、ちょっと長くなって、必要なかなと思うので、ぜひ考えてもらいたいのですけれども、どうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ありがとうございます。それでは、私のほうからまとめてお答えをしたいと思います。

まず、関根議員おっしゃるとおり農産物の限界、それは感じています。さっきちょっとと言及できなかったのですが、特産品をつくる、名物を農産品をベースにつくるのは、経済循環はなかなか生みにくいのですけれども、一方で農家さんの応援とか耕作放棄地の解消という社会的課題にはかなりヒットしてきているかなというふうに思っています。これすみません、さっきちょっと言わなかったのですけれども、というのがまずありまして、おっしゃるとおりで、やっぱり横瀬町なかなか物ではストレートに勝負ができませんと思っていますので、どちらかという物よりコトに振って、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を集めていくというのは、横瀬町の伸び代あるところかなというふうに思っています。

先ほど言っていたのは、今日埼玉新聞さんに取り上げていただいたのですが、今ふるさと納税の返礼品をたくさん種類を増やしています。その中で、町長が半日時間を差し出して何でもお付き合いしますと、講演してもいいですし、一緒に山を登ってもいいですし、町なかをぐるぐる案内してもいいですというのを50万円で作るというのを先週、定例記者会見で発表させていただいて、今日埼玉新聞に取り上げていただきました。これ元がありまして、その前に連携推進室長の田端将伸君、彼が案内するというのが30万円の返礼品になっていて、実は1件実績ができました。話題づくりというところももちろん意識しながらなのですけれども、あまり横瀬町は既成概念にとらわれることなくチャレンジする町ですので、いわゆる関係人口になるような人、町を応援したいと思ってくれる人たちに対するアプローチは、様々な方面で行っていききたいなというふうに思っています。

取りあえず以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 町長得意だけれども、いろんな品物をそろえて挑戦するというのは大事だと思うので、本当は地場の農家さんがとか、そういうことが主眼でもともと基盤になるところは、それ売だけでも支援になってしまう、あるいは販路を拡大してあげることで、それになるというのは目に見えて分かるのだけれども、横瀬町自体は、僕もつくづく思うのだけれども、林業を振興しようとか、農業、遊休地をやれと言ったって、地元でやる者はいないわけです。協力隊の方に来てもらっていろいろやってもらったりとか、そういうことなのですから、それも一つの価値観で、そういうことに興味を持つ人もいっぱいいるわけですから、そういう部分をうまく活用していくということで、僕は発想の転換してくれ

てうれしかったです。だから、そういう観点で物事を広げていくというのが大事なのかなと思うので、ぜひ今日も何か協力隊の人来ていますので、そういうメッセージもあって、僕はあえて今日は質問やめようと思ったのだけれども、そういうことでぜひご協力願いたいです。

○向井芳文議長 質問大丈夫ですか。答弁よろしいですか。

〔答弁いい〕と言う人あり〕

○向井芳文議長 ということで、再々もなしということでよろしいでしょうか。

それでは、他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 すみません。皆さんのいろいろお話があった後なのですが、ちょっと確認がまず最初に1点ありまして、今回ENg aWAさんの決算報告が、慣例に倣って振興課が受け持っています。ただ、実質ENg aWAさんの日頃の管理、もしくは連絡事項ってまち経営課が担っていると思うのです。今の質疑のやり取りの中でも、正直振興課長が答えなければ本来はいけないのかなと思っているところが、そちら側に全部移ってやり取りしているのか、ちょっと違和感がありまして、当然この決算の内容というのは、まち経営課の課長さんはしっかりと分かっているわけですよね、というのがまず1つ。もし分かっているのであれば、そこはそれぞれで分野ごとに手分けをして質疑には答えてもらってもいいのではないかなと思うのですが、これよくある行政の縦割りの、道の駅あしがくぼの管理は振興課だからということだと思うのですけれども、今後少し何かそういう改善ができるのかどうか、まず教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これどっちがやるかは、なかなか悩ましいところではあります。まち経営も見ていますし、振興課も見ています。もっと言うと、私は道の駅の社長でもありますので、子会社だから当然そういう目線でも見ています。というところで、あまり縦割りは意識したことないのですが、最後に責任を持つ私に分かっていけばいい、私に分かっていけばというか、自分がしっかりと報告も受けて、やり取りもできてということがあれば、あとはどちらが持ってもできるという、言い方難しいのですけれども、どちらが持ってもでき得る話で、単純にこれ記名の問題でこうしているというだけです。当然まち経営課も同じ情報は共有できていますが、議会対応は中途半端になってはいけませんし、やっぱり担当課は特定する必要がありますので、便宜上こうやっていると。しかし、情報は共有されているので、ご安心いただいて大丈夫だと思いますと申し上げます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結する前に、先ほど9番、若林想一郎議員の質疑に対し答弁の訂正がございましたので、答弁いたさせます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 先ほど9番、若林議員さんのほうから質疑をいただいた内容で答弁させていただきましたが、訂正がありますので、報告させていただきます。

先ほどの人員・給与の状況で、12名のうちの内訳でございますが、10名は地域おこし協力隊、1名は集落支援員、1名は社員でございました。訂正いたします。失礼いたしました。

○向井芳文議長 質疑、再質疑等大丈夫ですか、今の2件に関して。

それでは、質疑を終結いたします。

日程第6、報告第3号 株式会社ENg aWAの経営状況については、報告のとおりご了承願います。



◎散会の宣告

○向井芳文議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

散会 午後 3時22分

## 令和7年第3回横瀬町議会定例会 第2日

令和7年6月11日（水曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、報告第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書についての上程、説明、質疑

1、議案第39号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 横瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 横瀬町土砂等のたい積に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

### 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

|     |   |   |   |   |    |     |     |   |   |   |    |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|----|----|
| 1番  | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2番  | 関   |   | 貴 | 志 | 議員 |    |
| 3番  | 町 | 田 |   | 多 | 議員 | 4番  | 向   | 井 | 芳 | 文 | 議員 |    |
| 5番  | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6番  | 宮   | 原 | み | さ | 子  | 議員 |
| 7番  | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎  | 議員  | 8番  | 内 | 藤 | 純 | 夫  | 議員 |
| 9番  | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎  | 議員  | 10番 | 関 | 根 |   | 修  | 議員 |
| 11番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12番 | 若   | 林 | 清 | 平 | 議員 |    |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富 | 田 | 能 | 成 | 町 | 長 | 井 | 上 | 雅 | 国 | 副 | 町 | 長 |   |   |   |
| 山 | 中 | 正 | 広 | 教 | 育 | 長 | 逸 | 見 | 和 | 秀 | 総 | 務 | 課 | 長 |   |
| 大 | 畑 | 忠 | 雄 | ま | ち | 経 | 工 | 藤 | 学 | 税 | 務 | 会 | 計 | 兼 | 計 |
|   |   |   |   | 課 | 長 | 長 |   |   |   | 課 | 長 | 兼 | 計 | 者 |   |
| 関 | 口 | 和 | 則 | 町 | 民 | 課 | 加 | 藤 | 美 | 智 | 子 | 福 | 祉 | 介 | 護 |
|   |   |   |   | 長 |   |   |   |   |   |   |   | 課 | 長 | 長 |   |
| 平 | 沼 | 朋 | 子 | 健 | 子 | 育 | 浅 | 見 |   | 聡 | 振 | 興 | 課 | 長 |   |
|   |   |   |   | 課 | 長 | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 小 | 泉 | 達 | 美 | 建 | 設 | 課 | 久 | 古 |   | 武 | 環 | 境 | 課 | 長 |   |
| 小 | 俣 | 敏 | 孝 | 教 | 育 | 次 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 長 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

本会議に出席した事務局職員

|   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加 | 藤 |  | 勉 | 事 | 務 | 局 | 守 | 屋 | 則 | 子 | 書 | 記 |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎答弁の補足

○向井芳文議長 ここで、昨日の報告第3号の9番、若林想一郎議員の質疑に対し、答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 報告第3号における答弁漏れについて答弁をさせていただきます。

株式会社ENg aWAの社員の中で、調理師等資格を有する社員の数ですが、調理師の免許を有している社員はおりません。飲食店を営業するのに必要な資格、食品衛生責任者は7名の社員が資格を有しております。また、2名の社員が防火管理者の資格を有しております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑等はよろしいですか。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○向井芳文議長 それでは、日程第1、報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したため、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書についての細部説明を申し上げます。

報告第4号の別紙、サイドブックスでは2ページになりますが、繰越計算書を御覧ください。ここに記載した事業につきましては、令和6年度予算において予算計上しておりましたが、年度内に事業を終わらせることができないと見込まれたことから、本年3月議会定例会における令和6年度横瀬町一般会計補正予算（第6号）におきまして、令和6年度の事業予算繰越明許費として議決をいただいたものでございます。

各事業についてご説明を申し上げます。第1款議会費のタブレット端末リース等でございますが、議会運営のDX化に係る進捗状況により繰越したものでございます。

第2款総務費の二地域居住推進事業でございますが、二地域居住先導的プロジェクト実装事業を継続事業として繰り越したものでございます。

第3款民生費の物価高騰対策給付金給付事業でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯への支援事業に係る進捗状況により繰越したものでございます。

第4款衛生費の秩父広域市町村圏組合上水道管理運営事業でございますが、広域化事業の進捗状況により繰越したものでございます。

第7款土木費の社会資本整備総合交付金町道整備事業でございますが、道路改良事業の進捗状況により繰越したものでございます。

以上で報告第4号についての細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第1、報告第4号 令和6年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告のとおりご了承承願いたします。

---

◇

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○向井芳文議長 日程第2、報告第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、報告第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書を調製したもので、別紙のとおり報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 報告第5号の細部説明をさせていただきます。

令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。横瀬町水質管理センターNo. 1-1、No. 1-2中間排水弁更新工事につきましては、令和6年度予算において予算計上しておりましたが、当初の予定よりも中間排水弁の製作に不測の日数を要し、年度内に事業を終わらせることができないことが見込まれたため、繰越しをしたものでございます。

なお、3月及び6月の常任委員会においても報告させていただきましたが、一般会計の場合には、3月補正予算の中で繰越明許費についても議決をいただいて翌年度へ繰越しをする形を取っておりますが、公営企業会計の場合には、補正予算書の中に繰越明許費のページが作成されないため、年度末時点で町長決裁により繰越しを決定しております。これは、根拠法令であります地方自治法と地方公営企業法の違いによるものですので、ご了承いただきたいと思っております。

また、ご提出いたしました繰越計算書の様式につきましても、一般会計と若干違いが見られますが、こちらにつきましても地方自治法と地方公営企業法の違いによる様式の違いでございますので、併せてご了承のほうよろしくお願いいたします。

以上で報告第5号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

日程第2、報告第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計予算繰越計算書については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第3、議案第39号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第39号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。住民サービスの向上を図るため、休館日の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第39号の細部説明をさせていただきます。

今回の横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設、通称Area898の設置及び管理に関する条例の一部改正は、この後ご審議いただく町民会館等の休館日の改正と併せて改正することにより、第6次横瀬町総合振興計画の5の柱「賑わいづくり中心地づくり」における中心地としてこのエリア周辺を位置づけていることから、このエリアの一体性、そして利便性をさらに高めるために改正したいものでございます。

議案第39号資料、新旧対照表を御覧いただきながら説明をお聞きください。まず題名でございますが、条例名を簡略化することで内容を分かりやすくするために改めるものでございます。

次に、第5条第1項では、休館日を年末年始のみにするために改めるものでございます。

なお、附則において、施行日を令和7年7月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第39号 横瀬町移住・定住・交流等推進拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第4、議案第40号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第40号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町の基幹系システムが標準準拠システムに移行することに伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第40号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

今回の条例改正は、国の法改正への対応及び国が推進する自治体DXの一環で進めている標準準拠システムへの移行に対応するため、条例の一部改正をするものです。

議案第40号資料2（総務課）の条例の概要により説明いたします。1の改正の理由と概要ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により、本条例が参照していた法の別表第2が廃止されたことに合わせて、法第19条第8号に規定される特定個人番号利用事務として情報連携が可能となるよう条文を改正するものです。

また、標準準拠システム移行に伴い、新たに実装予定である住登外者宛名番号管理機能を独自利用事務として追加する必要があるため、別表第1及び別表第2を改正するものです。

この改正により、町に住民登録がない方への行政サービス提供事務においても、個人番号を利用した町保有情報の庁内連携が可能となります。

次に、2の改正の内容ですが、①として、定義の変更をするものです。第2条関係になります。条例における用語の定義をマイナンバー法の定め委ねる形に改めるものです。

②として、個人番号の利用範囲の変更をするものです。第4条関係になります。法改正に伴い、法別表第2を参照していた条文を特定個人番号利用事務を利用できる旨に改めるものです。

③として、別表の改正になります。別表第1に、町長が行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを追加するものです。

また、別表第2の特定個人情報の範囲に、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるものを追加するものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日ですが、公布の日から施行するものです。

以上で議案第40号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第40号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第41号 横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第41号 横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。住民サービスの向上を図るため、休館日の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、議案第41号の細部説明をいたします。

先ほど議案第39号をご審議いただいた際にも説明申し上げましたが、第6次横瀬町総合振興計画の5の柱「賑わいづくり中心地づくり」の中心地として、町民会館も位置づけられております。今年4月に教育委員会の事務室を町民会館に移転したことに伴い、今まで町民会館の休館日であった月曜日も町民会館に職員が勤務している状態となりましたので、会館を利用していただける機会を増やし、中心地エリアのさらなる利便性向上を図るために改正したいものでございます。

配付させていただきました資料、新旧対照表を御覧ください。まず題名でございますが、条例名を簡素化することで、内容を分かりやすくするために改めるものでございます。

次に、第5条第1項において、休館日を年末年始のみにするために改めるものでございます。

附則において、施行日を令和7年7月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 無休になるということなのですけども、その際の職員さんの任務体制というのはどのようにしていくのかちょっとお聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 それでは、ただいまの勤務体系はどうするのかというご質問にお答えいたします。

祝日等の勤務につきましては、正職員は当直勤務、会計年度任用職員は通常勤務として、シフトにより対応を考えております。事務室移転前までは、町民会館に勤務する正職員数は1名ないしは2名でしたが、今回の移転に伴いまして、現在私を含めて8名が勤務をしております。この数は、役場職員全体のおおむね1割程度を占める形になりました。

役場本庁舎で勤務する職員につきましては、平日及び休日当直の制度がございます。土日祝日、年末年始において、職員1人当たりおおむね年間4日程度の休日当直勤務をしております。今後、職員の異動等があることを踏まえれば、本庁舎で勤務する職員に倣って、町民会館に勤務する職員も休日当直の制度を導入して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 今の話ですけども、それで休日がなくなっても休日出勤手当等はそのように増えないという考えでよろしいのかということと、もう一つが図書館はどうなるのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ただいまの内藤議員のご質問にお答えいたします。

まず費用面につきましては、現在土日に関しましては、もともと町民会館勤務付の職員がシフトにより対応しておりまして、月曜日が帯でお休みという対応をしておりました。そこにつきましては、基本的には町民会館付の職員は変わりありませんので、費用等が発生するということはございません。役場から異動しました職員に関しましては、基本的には祝日のみになろうかと思うのですが、令和7年度の4月から来年3月までのいわゆる振替休日を含む祝日の数は、元旦を除きまして17日ございます。この17日を現在の職員数でシフトを組んだ場合、当直の延べ回数は25回程度となります。現在、役場の当直手当につきましては1回4,400円という金額の規定がございますので、年間見込みで11万円程度の費用になります。あくまで年間見込みの額でございますので、施行期日を7月からとしておりますので、そこからの運営と

なれば、今回この額も下回ってくる見込みとなります。また、会計年度任用職員につきましては給与が日給となっておりますので、週4日勤務という形で雇用しておりますので、その範囲であれば支給額の変動はないものと考えております。

続きまして、図書館についてのご質問です。今回町民会館の休館日を見直すに当たりまして、図書館の休館日、これ現在は月曜日と年末年始並びに年2回蔵書点検等を行うための特別整理期間を休館日としております。これについても検討はしたのですが、その結果、今回は図書館の休館日は見直さないことといたしました。

理由は大きく2つあります。1つは、職員の負荷を少しでも減らすためでございます。今回の事務室移転に伴い、本庁舎で勤務していた教育総務グループ、社会教育、社会体育担当の生涯学習グループ職員は、今までの業務に加えて町民会館の貸し館業務、公民館サークル対応等の業務を覚える必要が出てまいりました。逆に町民会館職員につきましては、学校教育に関する対応、社会体育施設の貸出し業務、社会体育団体の対応等を覚える必要が出てまいりました。事務室移転により、14名の職員全員が環境の大きな変化の下、今までの業務に加えて新たな対応が求められることとなりました。かなり、正直負荷がかかっている状況です。この状況を鑑み、現段階では図書館業務を新たに加えることは見送ることといたしました。

もう一つは、図書館の休館日につきましては先ほど申し上げましたが、平成25年度に1度見直しを行っております。それまでは、今の町民会館と同様で、月曜日、祝日、あと年末年始、蔵書点検の特別整理期間、さらには毎月月末最終日に図書整理期間、図書整理日という形で休館しておりました。これらの休館日を見直して図書館の休日を今の形にしておりますので、現在のところ月曜日休館は変えずに対応したいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから、図書館のほうだけ少し補足をします。

当然今回の休日の変更は、住民サービスの向上を目的としてやる話です。という中では、当然図書館も視野に入ってしかるべきです。一方、今次長から説明したように今回の変更、それなりに職員の動き方も変わるものですから、なかなか一気にというのは難しいかなと思ひまして、今回の図書館以外の部分をやってみて、また検討していきたいなという思いでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第41号 横瀬町町民会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、これを原

案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第42号 横瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第42号 横瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。住民サービスの向上を図るため、休所日の見直しをしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、議案第42号の細部説明をいたします。

先ほど議案第41号をご審議いただきましたが、町民会館につきましては、設置した当初から横瀬町コミュニティセンターとしても条例により規定されております。この条例の中で、コミュニティセンターの休所日についても規定がございますので、町民会館の休館日を見直すに当たり、併せてこれを見直す必要が生じたので、改正したいものでございます。

配付させていただきました資料、新旧対照表を御覧ください。まず題名でございますが、条例名を簡素化することで、内容を分かりやすくするために改めるものでございます。

次に、第5条第1項において、休所日を年末年始のみにするために改めるものでございます。

附則において、施行日を令和7年7月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第42号 横瀬町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第7、議案第43号 横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第43号 横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、規定の整備をしたので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 議案第43号の細部説明をさせていただきます。

議案第43号の資料の1番、新旧対照表のほうを御覧ください。最初に、今回の条例改正の趣旨についてご説明させていただきます。令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による災害等を踏まえ、令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されました。この法律は、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命、身体等を守ることを目的としております。この法律に対応するために、埼玉県におきまして宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例が令和7年7月1日から施行されることに伴い、町条例についても一部改正の必要が生じたものでございます。

その内容でございますが、従来の横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例につきましては、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂の堆積及び土壌汚染の防止について、両方規制しておりましたが、このたび県条例が制定されたことにより、500平方メートル以上の土砂の堆積が県条例のほうで規制をしていただけることとなりましたので、県条例と重複する部分について町条例を削除するものでございます。その中で、500平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂等の堆積に係る土壌汚染の防止に係る規制につきましては、県条例で規制されておりませんので、引き続き町条例を残す形で規定をしまし

て、土壌汚染の防止に係る規制の部分を残す形での町条例の一部改正を行いたいものでございます。

次に、改正内容の細部につきまして、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。御覧いただきたいと思っております。最初に、題名でございますが、土砂等の堆積が県条例で規制されますので、土壌汚染の防止に関する条例へ改めるものでございます。

次に、第1条、目的は、土砂等の堆積と土壌汚染に係る目的から、土壌汚染の防止のみの目的に改めるものでございます。

次に、第2条は用語の定義です。1号、2号は字句の整理、3号、4号、5号は県条例に合わせまして新たに建設工事、発注者、元請負人を定義するものでございます。

次に、第3条、町の責務は、土地の堆積と土壌汚染に係る内容から土壌汚染のみの内容に改めるとともに、堆積の許可権者が埼玉県に移りますので、埼玉県と連携して監視体制の整備に努める旨を規定してございます。

次に、第4条、発注者の責務と第5条、元請負人の責務でございますが、従前は、土地の堆積を行う者という形で一くくりになっておりましたものを、発注者と元請負人に分けて責務を明文化したものでございます。

次に、第6条、汚染された土地の堆積の禁止につきましては、字句の整理のみでございます。

次に、第7条、堆積に係る土地の汚染調査につきましては、堆積を行う者が実施しなければならない汚染調査の内容について定めておまして、堆積に着手してから7日以内と、6か月ごとに1回の汚染調査の実施と結果の提出について規定しているものでございます。ただし、第1号から第10号までの規定に該当する場合には、この規定が適用されない形になっております。

第1号は、従来より対象外となっております500平方メートル未満の土砂の堆積でございます。

第2号は、県条例の第7条で規制されます3,000平方メートル以上の堆積でございます。

第3号は、農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂の堆積でございます。

第4号から第7号と第9号及び第10号は、従前の条例から引き継がれている条文でございますが、特に第5号及び第7号のところ、基本的には他の法律等で規制がかかる場合などにおきましては、そちらの法律等が優先される形の規定となっております。

第8号は、災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積でございます。

続きまして、第8条、関係書類の閲覧につきましては、土砂の堆積を行う者に対して、土砂等の堆積に係る許可の閲覧から汚染調査の結果の閲覧について規定を改めるものでございます。

続きまして、第9条でございます。第9条、公表につきましては、土砂の堆積を行う者が、町が行った土砂の堆積の停止命令等に従わない場合の公表について規定するものでございます。

続きまして、第10条、報告等、第11条、立入検査につきましては、従前は土砂の堆積を行う者という形で一くくりになっておりましたが、土砂の堆積に係る者を細分化して明文化したものでございます。

次に、第13条、罰則につきましては、従前の土砂等の堆積に係る規定に違反した者に対する罰則の部分削除しまして、土壌汚染の防止に係る規定に違反した者に対する罰則のみに改めるものでございます。

続きまして、議案第43号資料の2番を御覧いただきたいと思っております。横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例についてでございます。ただいまご説明させていただきました条例改正の内容を取りまとめたも

のでございます。最初に、1枚目のページの一番下の図を御覧ください。従前の町条例におきまして、土砂災害と土壌汚染の防止について両方を規制しておりましたが、令和7年7月以降は、土砂災害の防止につきましては県条例で規制をしていただけることになりましたので、土壌汚染の防止のみ引き続き町条例で規制をするものでございます。

続きまして、次のページ、2枚目のページを御覧ください。こちら2枚目のページにつきましても、一番下の図を御覧いただきたいと思っております。埼玉県との事務の範囲でございます。土壌汚染の届出につきましては、500平方メートル以上3,000平方メートル未満が引き続き町条例の対象、3,000平方メートル以上は従来より引き続きまして県条例の対象でございます。また、堆積の許可事務につきましては、今回の条例改正により500平方メートル以上は全て県条例の規制対象となるものでございます。

最後に、附則におきまして施行期日を定めております。施行期日は令和7年7月1日でございます、埼玉県条例の施行期日と合わせてございます。

以上で議案第43号の最後説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ちょっと1点聞きたいのですけれども、この条例ができる前に、横瀬林道かな、芦ヶ久保に抜ける道のところで、やはり土砂の堆積、廃棄物の土砂がありまして、一応町で規制してそこでストップはしたと思うのですけれども、結局500平米とかにならない範囲だと条例違反にはならなかったりするのでしょうか。今現在そのような箇所というのは横瀬町にはあるのか、ちょっとお聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 ただいまのご質問についてご答弁させていただきます。

500平方メートル未満の堆積につきましては、従前から規制の対象外、今回も規制対象外となっております。500平方メートル以上の堆積につきましては、今までも町で許可を出していたもの等がございますが、これにつきましては引き続き従前の条例の規制がかかりますので、町のほうの対象となって引き継がれていくという形になります。

答弁以上になります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 その不法投棄の堆積の部分は、結局土地の持ち主の方がオーケーを出して不法投棄で土砂を入れたと思うのですけれども、やはりそういうところの所有者が許可したというのも、500未満であれば条例が通らないということになってしまうのですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 500平方メートル未満の堆積につきましては、議員さんお見込みのとおり町の規制がかかりませんので、それぞれの地権者同士の合意の下でやられている場合が多いと思っております。これは横瀬

町だけではなくて、500平方メートル未満の堆積につきましては、全国的に多分規制がほとんどかかっていないというのが実情だと思います。

答弁以上になります。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。よろしいですか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 不法投棄とか、汚染物質がそこに堆積される可能性ってすごく考えられるのですけれども、そういうときの対応というのは町としてはどのようにしていくのでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 まず、土砂の堆積ということで500平方メートル未満は対象外ということで、そこがいわゆる土地の地権者との合意ではなくて、議員さんおっしゃられるような不法投棄である場合には、また別の規制がかかってくると。さらに、そこが土壤汚染の関係があるという場合には、町だけではなくて環境管理事務所の産業廃棄物の対策のほうと連携して、また対応していく部分もあると思いますので、あくまでも今回条例改正の部分は土砂の堆積ということで、不法投棄があった場合には、またちょっと別で対応ということでご理解いただければと思います。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ちょっと宮原議員と関連するのですが、今回500平方メートル以下だと町は対応しないということなのですが、メガソーラーのときも、ある平米以上は県の条例でとかとあって、その県条例に引っかからない数値で緩く緩く拡大でどんどん、どんどんつくってしまっているという事例が全国的にも、横瀬町でも当初あったりして、その後に計り直しをしたら県の条例に引っかかるということで、植樹の義務があったから植樹をさせたりとか、そういうことが過去にも起こっています。今回の500平米以下で、法というか、条例をうまく解釈してやられた場合に、1か月置きに例えば積まれていくとした場合には、それはそれぞれカウントしない、合計カウントはしないわけですね、基本的には。すみません、その手のどういうふうな見解なのか教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 7月1日以降の盛土規制法及び県の条例関係の窓口が建設課ということになりますので、私のほうからこれについてはお答えしたいと思います。今ご質問のあった1か月ごととか、ちょっと置いての区切りのものについてというところで、最終的に法がかかる、許可が必要ではないかということについては、今正直な答えが出ないところではあるのですけれども、また後ほど報告させていただくことでお願いしたいと思います。

○向井芳文議長 再々質疑は。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 最初の質疑に対しては、また後ほどご回答いただけるということですので、これを仮に400、400、400でずっとやられていった場合に、ようやく例えばこれが3,000になりましたというとき

には、それは合計でカウントすることができるのかどうかというところが一つの、僕らからすると業者さんから問合せとか、よその事例でこんなことが出てきてしまったとあって、多分いろんな情報が共有されてくるのですけれども、うちとしてその対応が、ある一定のラインからこうしますというガイドライン的なものも考えておいたほうがいいのではないのかなと思うのですが、町長その点どのように考えますか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 当然そこは備えていくべき話だと思うのです。今回は、500平米以上は6日ないし7日以内に届け出るといことなのですけれども、1回目それでくぐられ400でやりましたと、次のを間を置かずにもた400やりましたの時点で、やっぱりできるだけ町としては、その情報を分かった上で考えるという状況にはしないといけないなというふうに思っていますので、ほかの……難しいですね、条例としては条例、でも実質の運用としては運用で、抜け道がないような網を張りめぐらせていくということかなというふうには思っています。まだ、すみません、あまりこれに関して役場のほうでも知見がそろっているわけではありませんので、情報をそろえた上で、しかるべき漏れないようなネットというのですか、行政としては張っていきたいというふうに思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 この条例は面積の規制であって、盛土の高さ及び搬入の土砂の数量、立米数の規制はないということですよ。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 ただいまのご質問なのですが、土壌汚染の町条例については面積だけの規制なのですが、県条例のほうで盛土等宅地造成等規制法、特定盛土規制法の関係法には堆積する場合の高さですとかも規制がかかっておりますので、500平方メートル以上の土砂を堆積する場合には、その盛土規制法のほうで高さ等の規制がかかっております。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 だから、その500平米以下のときの高さの規制はないのですかという話です。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 内容間違えておまして申し訳ありません。500平方メートル未満につきましては面積も規制がかかっておりませんので、高さ等の規制もございません。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 この条例だと高さの規制はできないということですよ、500から3,000の間は高さ規制が。それともこれが県条例のほうのあれが入るのですか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

建設課長。

○小泉達美建設課長 それでは、今のご質問にお答えさせていただきます。

県の条例での許可の内容として、まず土地の形質変更、盛土とか切土に対して、まず盛土であれば高さが1メートル超えのがけを生じるもの、あるいは切土であれば高さ2メートル超えのがけを生ずるもの等が対象になってきます。それ以外に、一時的な土砂の堆積、例えば高さが2メートルを超え、かつ面積がこれですと300平方メートルを超えるもの等の切土あるいは一時堆積については、許可が細かく決められております。500以下であれば、町のほうにもかかってこないという先ほどの環境課長のお話でございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第43号 横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎答弁の補足

○向井芳文議長 ここで、先ほどの議案第43号、5番、黒澤克久議員の質疑に対し、答弁漏れがございましたので、答弁いたさせます。

環境課長。

○久古 武環境課長 先ほどのご質問、答弁漏れがございました。仮に500平米未満で堆積があつて、そこに土壤汚染が含まれていた場合、さらに堆積があつて500平米を超えた場合にどのような対応になるかというご質問でございました。

500平方メートルを超える堆積につきましては、埼玉県のように許可権限がありますので、そういう場合に、町としては対象にさせていただきたいという気持ちはありますけれども、県のほうと調整しまして、そういう場合の対応がどうなるかということで、また県と調整を取って対応していきたいというふうに思いますので、そのようなご答弁にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○向井芳文議長 この答弁に関しましての再質疑よろしいですか。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第8、議案第44号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第44号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,292万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,843万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時17分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数を示してください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第44号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 総員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第9、議案第45号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第45号 財産の取得についてであります。横瀬小中学校校務用端末の更改のため、校務用ノートパソコンを取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第45号 財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

取得する動産の名称及び数量でございますが、横瀬小中学校校務用端末ノートパソコン65台でございます。

入札につきましては、5月23日に指名競争入札で実施いたしました。業者につきましては、6社を指名し、4社が辞退、2社が応札し、開札の結果、906万5,000円で落札をいたしました。

取得価格につきましては、消費税及び地方消費税を含めて997万1,500円でございます。

買入れする相手方でございますが、埼玉県深谷市上柴町東4丁目18番地9号、株式会社ビジネスクリエート、代表取締役、橋本栄でございます。

なお、納期につきましては、令和7年8月26日の納期限となっております。

以上で説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第45号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○向井芳文議長 日程第10、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員、長島茂氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるため、後任として佐野守平氏を法務大臣に推薦することについて同意を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。なお、任期は3年でございます。

佐野さんについて申し上げます。佐野さんは、横瀬町第13区にお住まいで、昭和32年12月22日生まれの67歳でございます。経歴でございますが、大学卒業後、昭和56年4月に埼玉県の教諭となられました。入職から退職まで特別支援学校の教諭として一筋に子供たちと向き合ってこられ、平成30年3月に退職されております。退職後は、埼玉県立秩父特別支援学校で再任用教諭として5年間務められました。人権擁護委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○向井芳文議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○向井芳文議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで議会を閉じます。

令和7年第3回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 森 沢 望 美

署 名 議 員 関 貴 志

署 名 議 員 町 田 多